

平成 23 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録 (第 2 号)

1、本日の出席議員 (20 名)

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員 (な し)

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一
商 工 課 長	佐 々 木 敏 春	建 設 課 長	佐 藤 正
教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行	社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八
総 務 課 総 務 行 政 改 革 班 班 長	佐 藤 次 博		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成23年12月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、18番佐藤元議員から早退の届け出が提出されておりますので、これを許可しております。日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、教育次長が家族の不幸により欠席しております。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

また、今回の定例会から、一括質問の方式と一問一答の方式の選択制で行います。

なお、一括質問の方式で質問を行う場合は、会議規則第56条及び第64条により、質問の回数は3回と規定されております。また、一問一答の方式で質問を行う場合は、通告した質問項目がすべて終了しない場合でも、申し合わせにより60分で終了となりますので御注意ください。

これから通告順に発言を許します。

始めに、13番市川雄次議員の一般質問を許します。13番市川雄次議員。

【13番（市川雄次君）登壇】

●13番（市川雄次君） おはようございます。それでは、一般質問を行わせていただきたいと思えます。

質問内容につきましては、大きく二つでございます。

始めに、一問一答方式ということで、最初の大きな1番目の質問だけをここからさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

皆さん御存じのように、象潟地区の国道7号線沿いに集積されております一般的に見るところのごみと思われるようなものがありますけれども、理屈的に考えれば、これはリサイクル業者によるリサイクル品の回収となつてはいるものの、外見からは一般的に考えれば、一般廃棄

物の集積も行っているようで、現在は付き番の人もいなくなり、同地での回収業務は終了したように思われます。問題は、誰もいなくなった後です。一つには、回収されたものが雨ざらしのままであり、風等で崩れ始め、一見すると明らかにごみの山が崩れ落ち、放置されている状態です。中には、もう既に回収業務が終わっているにもかかわらず、車両で乗りつけた一般の人々が無断で廃棄物を捨てていっているという目撃情報もあります。ごみも財産と言われ、行政としては何もできず、このままの状態が何年も続いてしまうのではないかと、とても不安に思っております。

また、同様の事業、回収事業が先ほど来だと、どうやら今、現時点では、きれいさっぱりなくなったというお話ではありますけれども、つい先日まで同様の回収事業が、仁賀保地区の以前パチンコ店だったところで行われておりました。今はきれいになっておりますが、もしあれがですね立石と同じようなまま放置されていたとすれば、立石のそれとは比較にならないほどの見苦しい光景がそこに残るといえることが起き得たと私は考えております。

「無料回収業者の場合は、潰れたパチンコ店跡地や土地がむき出しの空き地を格安で借りて商売していますので、経費と言えば無料回収ののぼり旗ぐらいですから、十分利益が得られるのでしょいうね。それでも無料回収業者のような商売をいつまでも野放しにしているのは問題だと思います。仮に無料回収した廃品を残したまま夜逃げでもされたら、山積みの廃品はその瞬間から廃棄物の不法投棄現場に変わってしまうからです。」これは私の文章ではなくて、このコラムは今年9月にある――兵庫県のほうですけれども、ある市の許可なしに一般廃棄物のテレビを収集した廃棄物リサイクル業者が兵庫県警により摘発されたときにインターネット上に掲載されたコラムでございます。

以上、この状態に対する当局の考え方をお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君） 登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしくお願いをいたします。

それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

一般廃棄物等の対応についてでございます。近年は、御承知のように資源の再利用ということで、一般家庭等から排出される家電製品等の物品を収集する業者が増加しておりますが、本市においても同様の行為が行われているところでございます。

廃棄物は、基本的には不用品で価値のない売れないものですが、単に金額だけではなく、占有者の意思などさまざまな点を考慮すべきという最高裁判所の判決もございます。一般廃棄物の収集運搬処分には許可が必要でございますが、許可なしに消費者からお金をもらって廃棄物を収集した場合は廃棄物処理法の違反となります。ただし、無料で引き取った場合には、廃棄物に当たるかはグレーゾーンとされております。

御質問のように国道7号沿いの立石地内に回収物が、しばらく放置されている状況にありますが、昨年も同様の状況が発生し、保健所、警察署等も情報交換をしながら指導し、一たんはきれいに運び出されました。運び出されましたけれども、再び収集されまして、現在放置の状態が続いております。最近になって一部の物品が運び出されたようでございますけれども、その状況は依然として

変わっておりません。

御指摘のように一般の人々が無断で廃棄物を捨てていったのではないかというふうな形跡も見受けられるところでございます。

じゃあ、こうした状況を改善させるための法令がどうなっているのかということになります。古物営業法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律がございまして、市の条例といたしましても、にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びににかほ市住みよい環境づくり条例がございまして。

しかし、古物営業法は盗品等の売買の防止を図ることを目的とした法律であり、無料回収業者への規制ができないとの所轄する警察署の考え方でございます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に、一般廃棄物処理業者においては、もっぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、または運搬を業として行う者、その他環境省令で定めるものについては、この限りでないというふうにされております。このようなことから、規制の対象にならないとの見解と有価物については廃棄物ではないという見解もあり、この法令での行政指導はなかなか困難な状況でございます。

また、にかほ市住みよい環境づくり条例についても、廃棄物等についての規制を対象としたもので、有価物等の保管、管理については対象とされておられません。したがって、現状では規制ができないものと考えております。

ただし、最終的にそれが放置された場合においては、土地所有者についても責任が発生しますので、注意等の喚起を行っており、引き続き保健所、警察署との情報交換を行いながら現状の確認をしてみたいと思っております。

なお、今後については上位法等の規制に関して抵触しなければ、にかほ市住みよい環境づくり条例の一部改正等により対処していけるかどうかをさらに検討してみたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 再質問なんですけれども、まずですね、今の市長の答弁の中でお答えいただいたものについて、もう一度確認させていただく部分があります。まず我々が使わなくなった廃品と言われるもの、これはまず一般廃棄物というふうにとらえることができると思います。それを引き取る側の事業者、これはやはり先ほど来お話に出ておりますように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理業の許可を必要としていると思います。仮に無償でですね、先ほど来無償でという話もありますが、無償で廃品を引き取ったとしても、それが再使用が前提でない以上、一般廃棄物処理業の許可を必要としているというふうに考えるのが一般的だというふうに言われております。一般廃棄物処理業の許可の内容というものを具体的に見てみますと、例えばある地点、A地点としますが、ある地点からある地点、それをB地点としますと、A地点からB地点に一般廃棄物を運搬する場合、その場合は搬出する市町村長及び搬出されるB地点の市町村長の両方の一般廃棄物収集運搬業の許可を必要としなければならないということになっていると思います。つまり、今般の無料回収が一般廃棄物の処理というふう考えたとすれば、これはやはりにかほ市において収集及び運搬を行っているというふうに考えれば、にかほ市の営業許可が必要だったのではないかというふうに考えられますけれども、この点についてまずお伺いしたいと思

ます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 市川議員のお話は、一般廃棄物というふうな形の限定の中でのお話ですので、今は一般廃棄物という形の認識ではございません。あくまでも資源回収という形での収集でございますので、先ほど申し上げましたように、ただ価値があるとかそういうばかりじゃなくて、占有者のそういう意思も大切であるという最高裁判所の判例もあるわけです。ですから先ほど申し上げましたグレーゾーンというのは、どういうところで一般廃棄物と線引きできるのか、大変この法律の解釈はなかなか難しいと思います。ですから、その事例に応じて、やはり県なり、あるいは法律家なり、そういう形のアドバイスを受ながらそうした事態に対応していくことが必要ではないかなと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） それではですね、一般廃棄物処理業ではないと、先ほど来言われているんですが、資源回収だよということの線引きをもう少し明確にお伝えいただきたいと思います。

例えばこういう話もあるのです。一般廃棄物の収集運搬処分には許可が必要だと。許可なしに消費者からお金をもらって廃棄物を収集した場合は廃棄物処理法違反になる。実際、この立石で行われた無料回収ですけれども、テレビの回収時に代金を支払われたというお話もあります。いや、それがリサイクル品であるということで、リサイクル料を徴収したのであるとすれば、それは理解できます。ところがですね、リサイクル料であれば製造側にそれが処理の義務が発生するので、当然定額で決まっているわけです。ところがですね、同じ人が2回行ったときに、1回目行ったときこの金額だと。2回目行ったとき、2回目だから負けるよというお話になっていたという証言を得ています。これは正しいリサイクル業者の行動だと言えるでしょうか。その点についてどのように解釈されるか、答弁をお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、生活環境課長。

●生活環境課長（須藤正彦君） ではお答え申し上げます。業についての解釈につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上には、廃棄物の収集または運搬を、特定または不特定の人を対象に、社会性をもって反復継続して行うことを意味し、無償で行うか処理料金を受け取るかを問わない、そういうふうな一つの解釈がございます。先ほど来議員が質問されています廃棄物処理法での解釈上では、確かに許可の対象となり得るものではございますけれども、先ほど来市長が答弁申し上げているとおり、廃棄物かどうかについての非常にあいまいな形での営業を行っておりますので、その判断については非常に難しいものと、そういうふうにご考えております。

それから、先ほどの料金の徴収でございますけれども、私どものほうでその詳細までちょっと確認をしておりますので、その料金の意味合いがどういうふうなものなのか、それについてはちょっと確認ができておりません。したがって、リサイクル料金であれば議員がおっしゃられるとおり問題はないのでしょうか、例えば収集運搬、そういうふうなものであれば廃棄物として取り扱うものであれば、当然法律には抵触すると、そういうふうな解釈が成り立つと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 今の、いずれにしろ私は証言を得ているだけで、実際そうなったという人の話を聞いているところですけども、それが実際の話の場面でおもてに出てきたかという、ちょっとそれも分からないんで、あくまでも情報としてお話をさせていただいたということにしたいと思えますけれども、先ほど来聞いておりますけれども、行政側としても非常に厳しいと。グレーゾーンが、確かに調べれば調べるほど、このグレーゾーンというものに対して、私ら法律の一般素人においては非常に解釈はしづらいですけれども、それでいいのかというところはやはりあると思えます。じゃあそれグレーゾーンだから、まあ何ともしようねえから、とりあえず見て見聞かせてもいいのかという、やはり先ほど市長もおっしゃられましたように、専門家の意見を聞きながらというお話ありますけれども、早くやはり手を打つということがとても大切だと思います。一回それがなくなったとしても、また次に運ばれてきたとき、今の立石の状況は、いや、あれはまだ財産として残してあるんだよと言ったとしても、私らそこに住む人たち、あるいは私らから見て、それが、いや、そんなこと言ってといて、2年も3年もその状態が放置されることを行政側として黙って見ておいてもいいのかということになります。やはりそこら辺についての対策というものを、じゃあどのように考えられているのか。先ほどの答弁では、専門家の意見を聞いて、ちょっとまちづくり条例を少し改正してという、非常にあいまいな表現で終らせましたけれども、じゃあ実際にどこまで踏み込むことができるのか、あるいは踏み込む意思があるのか、やはりそこら辺を聞かないことには、安心してこの質問を終わることはできないと思いますので、もう一度答弁をよろしく願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。国道7号沿線ということで、市の顔とも言うべき土地柄でございますから、長らく放置しておくような状態はあってはならないと私どもも思っております。これからもこうした収集業者が、この前、仁賀保地区にもありましたけれども、これからも新たに出てくる可能性がありますので、県、警察、あるいは市と連携を取りながら、定期的というわけにはいかないかもしれませんが、そのの現地に行って状況を把握して、こういう収集物はいつどの時点で処分されるのか、そういう情報も収集しながらしていくことによって、行政もすごく関心を持っているんだなというふうなものを収集業者に植えつけることも大変大切なことではないかなと思っております。最終的には先ほど申し上げましたように、長らく放置されているような状態にならないように、今後、県と、あるいは警察などと情報を交換しながら対応策を講じてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 具体的な方策ということでございますけれども、先ほど最初に市川議員からお話がありました。昨年8月ですね、使用済み冷蔵庫を無許可で料金を徴収して収集運搬を行った事業者が廃棄物処理業の無許可営業の疑いで逮捕され、さらに収集した冷蔵庫を不法に投棄した疑いで9月に再逮捕されたという事案が発生したことから、環境省では昨年10月ですね、グレーゾーンの廃棄物についての通達を実は出してしております。この各都道府県、政令指定市廃

棄物主幹部局長あてに出された通達の内容を見ますと、廃棄物処理法に規定する業者だけでなく廃棄物の疑いのあるものの収集、運搬、または処分を業とする者に対しても、知事等は廃棄物処理法に基づく報告の聴取及び立入検査ができることから、料金を徴収して使用済み物品を引き取る場合はもとより、無料で引き取る場合や著しく低廉な価格で買い取る場合であっても、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、報告の聴取または立入検査を実施できることと、そういう通達が出されているところでございます。

県内の各市の対応状況も確認して見ておりますが、確かに秋田市では廃棄物処理法に基づく報告の聴取、立入検査を行って、必要に応じて行政指導を実施しているという回答がございました。いずれ県内各市では条例等で規制しているところはございません。やはり他の能代市、大仙市等の状況も確認しておりますけれども、やはり保健所と合同で立入検査を行っているということでございます。ただいま市長が答弁いたしましたとおり、にかほ市としても保健所と連携をとりながら立入調査、もしくは報告の聴取を求めていきたいと思っております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 今の部長の件についてもちょっと質問しようと思った内容で、今お話を伺って分かりました。問題はですね、行政の対応として、これは私の感想でもあるんですが、問題はですね、この廃棄物及びリサイクル品の収集及び運搬について、行政側が何かしようとする、やはりいろいろと難しい部分があると思うんです。逆に先ほどの、この間の全員協議会でもちょっと市長のお話の中で出ましたように、景観の中で、景観という、にかほ市の景観を守るという上で環境及び景観のほうからやはりこのごみ問題にアプローチしていくしかないんじゃないかなというふうには私は思うんです。それが行政側ができる今の現時点の法律の範囲内で行える行政側による対応だというふうに思われます。

そこでですね、先般の全員協議会の中でお話をされた、先ほど市長も答弁の中でお話をされておりました、にかほ市の住みよいまちづくり条例について——この間のお話の中で許可制もある程度視野に入れていると——今の先ほどのお話だとそうですね、許可制を視野に入れているということでしたけれども、そのことについてどのような許可、あるいはこの条例の改正については、どのような景観——要するに今の問題と、この条例の改正でどのようなリンクをさせた条例改正を念頭に置いているのか、この部分について答弁をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 住みよい環境づくり条例では、不法投棄等の禁止、あるいはごみの回収命令ということで、市長は違反した者に対してごみ、あるいは回収容器等に収納すべきことを命ずることができるということで、一般廃棄物といいますかこういうリサイクル品等を対象とした内容にはなっておりませんので、そういったことも踏まえてリサイクル品、そういったものも回収命令、あるいはペナルティー、そういった内容を踏み込めるのかどうかですね、この辺は市長が最初に答弁したとおり上位法との絡みがございますので、その辺は検討していかなければならないと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） いわゆる景観を守るということで、今、よく工事現場の周りに塀を囲うというような、景観を、要するにその現場を表面に出させないというようなやり方もあると思うんです。今のリサイクル物であるかどうかは別としても、あの状態が景観上、好ましくないということで、少なくとも遮へい物を構築することを義務づけるようなことはできないものかどうか、ここについてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） その遮へい物の設置等を義務づけるということは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上にもございませんので、非常に難しいのではないかと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 法律ではそれが禁止されているわけじゃないと思うんです。法律に抵触するんじゃないかと、法律上ないからできないというお話だから、それを独自につくれるかつかれないかということ、できるのかできないのか、そういうようなことができるのかできないのかを今後、今ここで答弁はそこまでは求めませんので、今後検討していただき、少なくとも今の状態が放置されることのないような対応、取り組みをお願いしたいと思います。この問題については以上で終わりたいと思いますが、二つ目の質問に続けてよろしいですか。

●議長（佐藤文昭君） はい。

●13番（市川雄次君） 二つ目はですね、にかほ市の奨学金制度の現状と今後についてというような内容で質問をつくらせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

今さらながらなんですけれども、奨学金制度の概要を述べてみますと、奨学金とは進学を望む学生に対し、学費の貸与、給付を行う制度であり、経済的事情で進学が困難とされる学生や、すぐれた能力がある学生に対し、進学の手助けとなるような金銭面での援助を行うものと規定されております。その運営主体ですけれども、地方自治体、民間企業、助成団体、財団法人、学校法人など、実にさまざまありますが、そのうちの地方自治体による奨学金は、一部の都道府県や市町村がその地域の住民に対して独自に設けている奨学金制度で、大学生などに貸与や給付が行われております。

この地方自治体による奨学金制度そのものは、かつてかなりのスケールメリットがありましたけれども、昨今の財政状況の中から、かなり撤退されていると。最近では、ない自治体のほうが多くなってきているということでもあるようです。そのような中でです。にかほ市では基金をもって奨学金制度を維持しつつ、さらには入学一時金の貸与も新規に制度化しながら運営していることは、私は大変誇りに感じております。

一方で、当市の奨学金制度にどのような特徴があるのかと考えたとき、その選考基準については分かりづらいと言えます。端的に言えば、そのときどきの推薦、選考委員会によって解釈が異なっているのではないかと、異なるのではないかとというふうに思われます。ちなみに、奨学金貸与基本条例は第5条があります。——省略しますが、また、にかほ市奨学金貸与基金条例施行規則では、この条例に基づき、次のような書類の提出を求めています。それも省略しますが、それは当然皆さんも御存じなので省略しますが、まずは当市の奨学金制度の現状と選考のあり方についての答弁をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） おはようございます。ただいまの市川議員の御質問にお答えいたします。

奨学金制度の現状と今後についての御質問であります。にかほ市では、合併以前の旧3町から、それぞれの町で奨学金の貸付制度を設けておまして、合併後も引き続き経済的な理由などによって進学などが困難な者に奨学資金を貸し付けてしております。その選定基準については、にかほ市奨学資金貸付基金条例、この第5条にありまして、また、申し込みに当たっての必要な書類等については、同条例施行規則第3条に明示されてございます。

貸付対象者は高等学校、高等専門学校、短期大学または専門学校、あるいは大学に進学する、あるいは在籍する者であり、その貸付者の選考は規則により市長が奨学生選考委員会、ここに諮って決定しております。

毎年3月までに申請されたものを4月に選考委員会で審査を行い、結果を市長に報告、貸付者を決定しております。

審査の基準は、提出された書類のうち、特に収入基準の審査、これを行っております。収入基準は平成17年10月1日に施行された、にかほ市奨学生選定収入基準、この1にあります総務省統計局が発行する最新の全国消費実態調査地域統計表、この中で消費支出額の秋田県平均の数値、これと生活保護法による最低生活費の較差を基礎として算定した基準をもとに審査を行っております。その基準以上の収入がある家庭の申込者については、原則として貸付対象にはしないということにしております。

奨学資金の申込者は、もちろん学校へ進学、在学する者であり、そのほとんどが未成年者、または収入がない者であり、実質的にはその親が申し込みをしているのが現状であります。したがって、その家庭の収入を確認することで、事業料等の調達困難者であるか否かを判断しておるところであります。申込者全員が必ずしも貸付対象者とならない場合があるのは、そのためでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

本制度についての今後についてであります。にかほ市では平成22年度より入学時の入学金やその支度に係る資金として、入学一時金の貸付制度を新たに創設しております。平成22年度が11名、平成23年度は8名の方がこれを利用しております。今後も奨学資金の制度を検証しながら、希望者のニーズに合った形で貸与できるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 今の教育長の答弁の中で、教育長の答弁、分かります、内容的には。特に私が今回気にかけているのは、収入基準というか収入の部分なんですけれども、確かに今後、学生になるであろう生徒及び学生、まだ未成年であります。無職ですので収入もありません。そうすると、家庭の収入をもってして貸付対象としてのみ判断するというように今、受け取れる答弁であったと思います。果たしてそれだけでいいのかということが私の今回の一般質問の疑問ではあります。要するに、学生が今後取り組もうとしている、やろうとしている意思・意欲をどのように判断するのか。いや、それは目に見えないから判断基準にはならないよということではないと思うんです。

かつて旧町時代に奨学金の選考委員としてメンバーに加わったことがあります。そのときにも判断基準として出されたのは、各世帯の収入表と、あと学生の成績表でした。いずれにしろ、今後やっ
ていこうとするのは子供であって、少し、多少の、いや、救済的な部分があるというのは分かりま
す、奨学金制度には。要するに、ちょっと収入の少ない家庭の子供に資金を提供しようと、貸し付
けようという部分が非常に強いというのは今までの流れの中で分かりますけれども、果たしてそれ
だけで子供の将来的な部分を判断していいのか。特に、例えばにかほ市あたりの奨学金を申請して
くるのは、ほかの奨学金がけられてきた子が多いはずです。自治体に回ってくるのは。いや、それ
は私のイメージであり、過去の話から、旧町時代の話からそういうふう判断しているんですけれ
ども、そう考えたときに、最後のとりでとは言わないけれども、にかほ市の奨学金制度にはある程
度の特徴性がある、にかほ市の市民の子息である子供に対してはある程度のキャパがありますよ
というような制度であってもいいんじゃないかなと思いますけれども、教育長、お考えをお伺いし
ます。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 今の市川議員の御質問ですが、奨学金には、実はその基本的には奨学金を
貸与するのは、やはり金銭的・経済的な理由による、そして就学困難であると、これは基本ですよ
ね。それに加えて、今の能力のある者もどうだろうかと、そういうふうな御質問ではないかと思
います。

この能力をどう判断して、その能力の基準をつくるかというのは、実は大変難しい問題なんです
よ。それで、私が今考えているのは、その能力を考えてその奨学金を貸し付けるならば、例えば、
もっと勉強してみたいとか、そういう大学院に行くとか、そういうその勉強したいという意欲を持
った人たちにその能力を考慮した貸し付けをすることも一つの方法ではないかと。通常の中学校、あ
るいは高校、そこでその能力をどう判断していくかというのは、なかなか難しい問題なんです。そ
ういう意味で、はっきりと勉強したいことが明確である、意欲的に学習しようというそういうその
大学院とかに行くその人たちを対象にするのは大変効果はあるんじゃないかと、そのように私は考
えております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 能力、能力という言葉が使われると、何か能力偏重主義みたいにとられる
のは嫌なんですけれども、ただ、今のですね奨学金の中での判断基準を見ると、先ほども言いま
したように学業表と世帯の収入状況、家計状況なんですけれども、では学問だけなのかと、今のお話
の中で能力が——大学院に進学ということでお話されましたけど、果たしてそれ以外の能力、例
えばほかの市では当然学業以外の能力、例えばスポーツの成績とか、あるいは生徒会活動とか、そ
ういふ部分での選考基準があります。そこら辺の基準をもう少し充実させて、子供たちにより幅広
く自分が勉学したいというときに、奨学金を申請したいといったときに貸し付けられるような幅を持
たせていいのではないかとというのが私の考え方なんですけれども、どうでしょうかと聞いてもあれ
なんですけれども、どうでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 言いたいことはよく分かります。その学業的な能力、スポーツ、それからあるいは絵画とかそういう技能、芸術的なもの、そういうものもやはり能力としてとらえることは必要なことだと私は思います。それを——私もそう思うんですけども、これからいろいろその方向性を考えるときに、そのことも考慮したいなとそういうふうに思いますが、その部分をどう判断するかというのは非常に難しい問題なんです。例えば、学校から成績表が出てきたときに美術が5であるとか、それをよしとしてそれを認めることができるのかとかですね、それからもう一つは、その奨学金の年間の枠があるわけですよ。その枠の中で、どうそれを調整していくか、そういうことも考慮しながら、私少し検討したいと思っています。そういうところもある程度加味したものがこれから必要なことだとは私も思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 市川議員。

●13番（市川雄次君） 分かりました。加味していただけるということでしたので、能力、能力という言葉、先ほど来能力ばかりを使うと、ちょっと偏重しているんじゃないかというふうにとられるの非常に困惑するんですが、私の言いたいのは、要するに——先ほど教育長おっしゃられましたように枠というのがあると思うんです。枠はありますけれども、その枠をどのぐらい広げてでもより多くの進学を希望している子供たちに貸し付けられるかということ、それはやはり工夫していただきたい部分でありますし、その部分についてやはり教育長の今後の裁量というか、に、ゆだねたいと思います。よろしくお願いします。

あと一点あったんですけども、まず、以上で終わりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これで13番市川雄次議員の一般質問を終わります。

所用のため10分間、55分まで休憩といたします。

午前10時43分 休 憩

午前10時56分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番加藤照美議員の一般質問を許します。16番加藤照美議員。

【16番（加藤照美君）登壇】

●16番（加藤照美君） それでは、さきに通告しておきました4項目について質問したいと思います。私の場合は一括質問ですので、よろしくお願いいたします。

最初にですが、訂正のほうをお願いしたいと思います。3項目目の廃棄物処理施設の部分ですけども、上から7行目です。「自治省」つてありますけれども、今現在「総務省」になっておりますので。それからその下の部分ですが、「電気事業債」と書いてありますが、現在「公営企業債」となっておりますので、この部分についても御訂正をお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

最初に、介護支援ボランティアポイント事業についてであります。

元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、あるいは社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進することを目的としております。受け入れ施設と地域との交流の促進や在宅ボランティアの活性化により、高齢者の生活を、より豊かにすることが期待できると思われませんが、このような事業に取り組むお考えはないのかお伺いいたします。

この事業の内容としては、地域貢献活動や生きがい活動、健康増進、介護予防活動などへ参加した場合にポイントシールがもらえ、貯めたポイントの8割を市内共通商品券などと交換し、残り2割を長寿応援ファンドへ寄附する内容であります。

次に、地区要望の実現率向上対策についてであります。

地区要望については、ほとんどが建設課関係ですが、平成22年度事業では建設課関係の実現率が60.8%となっております。財政的な事情もあってのことと思われませんが、ある自治会からは毎年要望してもやってくれないとの苦情もあります。

そこで提案ですが、自分たちができることは自分たちでやるという考え方に立った地域住民主導のまちづくりを推進することを目的に、地域住民が自分たちの通行している市道や小水路、あるいは小規模な河川等をみずからの手で整備することにより、愛着を持ち生活できるよう、ふるさと普請事業による原材料支給制度を新設するお考えはないのかお伺いいたします。

このふるさと普請事業というのは、地域住民が労力を提供し、工事に必要な原材料等については市が支給し、利用して整備する事業であります。現在は個人で重機等を持っている方が増えてきていますので、この点についてお伺いいたします。

次に、廃棄物処理施設の焼却余熱を活用してのエネルギーの有効活用についてお伺いいたします。

ごみ問題については、全国の自治体の大きな悩みの種であります。政府では、かねてから二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化防止策の一環として、未利用エネルギーの活用を掲げています。総務省では、ごみの焼却余熱を利用して行うごみ発電事業の増設設備を公営企業債の対象として積極的に財政支援もしているようがあります。当市においては、ごみの量が少ないことから、ごみ発電については不可能ということでしたが、余熱を利用したエネルギーの有効活用について、具体的にどのようにお考えなのかお伺いいたします。

一つ、利用を考えている場所、内容について。二つ、住民説明会の中で、このエネルギーを活用したいという希望等があったのかどうかお伺いいたします。

次に、コミュニティーバスについて質問いたします。

バス運行については、高齢者から大変喜ばれていますが、他のある自治体のように75歳以上について平等の低料金にしてほしいとの要望がありますが、検討委員会、自治会、あるいは他団体から料金見直しについての要望はなかったのかお伺いいたします。

そしてまた、75歳以上の方の料金を無料にした場合、100円にした場合、200円にした場合の、それぞれ市の負担はどのくらい増えるのかお知らせください。

次に、運行経路の見直しをされましたが、それについての評価についてお伺いいたします。

次に、バス停待合所、要するに待合室です。設置についての要望はなかったのか伺います。コミュニティーバス停、それから羽後交通のバス停などであります。

最後に、低料金についての高齢者からの要望におこたえするお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

以上、4項目について、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、介護支援ボランティアポイント事業についてでございます。この制度を考案し、最初に採用した自治体は、東京都の稲城市であります。稲城市では当初、千代田区との共同でボランティア活動を行う高齢者自身の地域貢献等に応じて、みずからの介護保険料を軽減できる仕組みが必要だということで平成17年8月に厚生労働省に対して、保険者独自の介護保険料控除を可能とする制度の改正の要望書を提出し、政府も創設を提案したところであります。

しかし、ボランティア活動になじまない対価制性格があり、本来の意義が薄れるということ、あるいは介護保険料は所得に応じて決定されるもので、ボランティアに参加した者の保険料を参加しなかった者に負担させることになるといった反対が相次いだためにこれを断念して、介護支援ボランティア活動につき評価ポイントを賦課する制度となった経緯がございます。その後、介護支援ボランティア制度は、平成19年の5月に導入が決定されまして、同年9月から運用が開始されたものであります。

この制度は、自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者、原則としては65歳以上の方に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度でございまして、介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として導入されたところでございます。

この事業の実施主体は自治体であります。地域支援事業の介護予防事業として行い、ボランティアの登録や手帳の交付、ポイントの管理、付与は社会福祉協議会等に委託しているようでございます。

また、ボランティアを行おうとする高齢者は、介護支援ボランティア研修を受けて修了証を取得後に登録し、あらかじめボランティア施設として指定された介護保険施設でボランティア活動を行います。活動後はその内容により決められたポイントももらい、4月から翌年3月までの活動期間で合計されたポイント数に応じて商品券と交換したり、あるいは現金を受けているようでございます。

このように介護保険施設等のボランティア活動を行うことにより、結果として商品券や現金が自分に返ってくることになり、元気な高齢者にとってはとてもやりがいがあるのではないかなと思います。都会においては、介護施設等があっても施設の介護職員等の人材不足や、また、在宅においてもホームヘルパー等の不足、また、近隣や地域との交流がなく、孤独で孤立している高齢者が多く見受けられるなど、高齢者を取り巻く課題は、より多いようでございます。

このような状況により、施設等からはボランティアの要望もあり、また、以前よりさまざまなボ

ランティア活動も盛んに行われている、都会ではそうした地域でありまして、その基盤の規模は大変大きく、ボランティア活動を積極的に進めていくことにより、その活動が地域に還元できると考えられることから期待するところが多いようでございます。

一方、にかほ市においては、介護保険施設等において施設の介護職員等は充足しておりますし、施設内での業務は完結する体制が整わっております。そのため、ボランティアについては、ときどきおむつたたみや車いすを磨いてもらったり、あるいはイベント時の踊りのボランティアなどがあつたりで、決まったボランティアの受け入れを必要とすることはないように思います。施設が制度として常時ボランティアの受け入れとなると、ボランティアのための内容決定、日程の調整、安全管理、ポイント付与、受け入れの実践方法等を行うことになるために、ボランティアのためのボランティアが必要となってまいります。

また、不特定多数の高齢者を受け入れることでプライバシーが守られるかというふうな不安もございます。また、自己判断で一方向的に善意の押し付けになることはないのか、あるいは施設の業務に支障を来たす場合がないのか、また、ボランティア中の事故の対応や苦情の対応にどこが責任を負うことになるのかなど、クリアしなければならないさまざまな問題もございます。最近の施設の様態ですが、施設を問わず感染症、ノロウイルス、インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎等の流行があつたりするため、入所者を守らなければならない施設においては、入所者と触れ合ったり直接的なかかわりはできるだけ避けるようにしているのが現状でなかろうかなと思います。特に冬期間の12月から3月までの4ヵ月間については、外部から持ち込まれる感染症を防止するために、家族であっても面会を制限したりするような対策をとっているところもございます。

また、この事業は地域支援事業を財源とするために、地域包括センターが担当になるわけですが、制度を取り入れるとなると、これまでの業務のほか、随時介護支援ボランティア研修、登録、ポイントの管理、介護保険料滞納等の管理、ボランティア施設との連絡調整、施設までの移動のための足の確保、苦情の処理、口座への振り込み等の事務がございます。

また、長寿応援ファンドについてでございますが、この事業についても新たに設置の上、基金をプールし、介護保険施設等ボランティア受け入れ団体に助成していくこととなりますが、これを運営していくことも含めて事務量が大変膨大になってまいります。このため、通常の業務では処理できなくなりますので、当然ながら社会福祉協議会、導入するとなれば社会福祉協議会等への委託先を考えていかなければなりません。その場合も人件費等委託料が相当な金額となりますので、当初目的の介護保険料を実質的に軽減する制度としては、また考えにくいものでございます。

また、包括支援センターにおいては、介護予防事業のための補助員としてボランティアを募り、事業を行っているところでございますけれども、毎年ボランティアをする希望者は、わずかで少なく、増えていないのが現状でございます。高齢者がみずから地域にてボランティアをするという意識を高めるには、なかなか難しい状況ではないかなと思っております。

また、ボランティアポイント事業の地域支援事業は、介護保険事業のため、構成市である由利本荘市と可能な限り足並みをそろえる必要がございます。

このようなことから、これまで申し上げましたように、ボランティアポイント事業を進めるには、

新たな予算も必要となるほか、運用など大変難しい課題もございますので、現段階で取り入れる、実施するという考え方はございませんけれども、いろいろと各施設といろんな場で協議が、話し合いがありますので、その場で施設がどういう考えを持っているのか情報を交換してみたいと思っております。

次に、地区要望の実現率向上についてでございます。

現在、資材の提供などについては、従来から春と秋の2回、農作業用道路などの普請に対して、碎石の提供を行い、農家の皆さんから作業をしていただいております。また、集落や農事組合からの要請によりまして、コンクリート製品や公共工事で発生した中古品なども、これまで提供をしているところでございます。

今回、市道、排水路、小河川について地域の皆さんが自主性を持って環境整備に取り組む制度の創設については、私も協働のまちづくりを推進している観点からも、制度化に向けて検討してまいります。

今後、制度案、そうしたものがまとまった段階において、自治会長、連絡協議会等に提示していろいろ御意見を伺いながら、その方向性を決定してまいりたいと思っております。

他の質問については、担当の部課長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、廃棄物処理施設の余熱利用についての御質問にお答えいたします。

国の循環型社会形成推進交付金の対象事業において、エネルギー回収推進施設としてごみ焼却施設の建設を該当事業と考えております。廃棄物焼却を行う施設を整備する場合には、発電効率、または熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限るという条件となっております。

本市で計画する新たなごみ処理施設については、規模からして発電は無理なため、熱回収を主とした施設として今後処理方式を決定し、詳細設計の段階で具体的な方法を検討しながら余熱の有効利用を図ることになります。

そこで、1点目でございますが、利用に考えている場所、内容等についてということでございますが、場所については地理的なことを考慮した場合、やはり新たなごみ処理施設の場内での余熱利用が最も効率的であると考えております。内容につきましては、県内外の同規模施設と同じく、施設内の給湯や暖房、もしくは冬期間の敷地内搬入・搬出路の融雪等への利活用が主なものになると考えております。また、場内温水利用分を除きまして、その他の場外余熱利用として、例えば隣接地での小規模な屋外施設園芸ハウスへの温水による暖房も考えられるところでございます。これはあくまでも現段階での資産ではございますけれども、その分としての余熱利用可能量としては、約400平方メートル程度のハウスに対して熱供給が可能ということでございますので、新たな作物の栽培試験や研修的な施設などの活用法が考えられると思います。

しかしながら、ごみ質や配管による熱の損失、あるいは定期点検時や不慮の故障などにより熱供給ができないこともございますので、室温保持のためには他の設備も備えておく必要も考慮しなければなりません。そうしたことも踏まえまして、今後それらに伴う設備投資やランニングコスト、

費用対効果についても考慮しながら、新たな施設規模に即した余熱の有効利用を検討していくこととなります。

次に、2 点目の御質問でございますが、住民説明会での希望があったのかということでございますが、現時点では場所的なことや余熱の供給範囲が施設の敷地内や隣接の場所に限られるということなどから、説明会においては活用したいという声はございませんでした。

いずれにいたしましても余熱利用につきましては、新たなごみ処理施設の規模や建設場所の立地条件等に合った形で有効利用を図っていかねばならないと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは4点目のコミュニティーバスにつきましてお答えいたします。

一つ目の料金の見直しについての御質問でございますが、現在のところ、市に対して地域公共交通検討委員会、あるいは自治会、他団体等からの料金見直しについての要望、御意見等については特段いただいておりますが、一部市民の方々から釜ヶ台地区、あるいはスポーツ少年団の方々の関係でございますが、料金設定等につきましての問い合わせ等はございました。

今年の10月に開催しました地域公共交通検討委員会におきましては、料金の見直しということではございませんが、利用促進につなげるため、市の記念日や特定の日を無料乗車日とすることを協議もいたしましたが、検討委員会では乗車料金や県補助金を除いた市の負担額が2,700万円も超えているという状況から見て、市の記念日はともかくとしましても、特定の日を無料化することについては本格運行を始めてまだ1年でもございますので、見合わせるべきとの結論をいただいております。

次に、二つ目の75歳以上の方の料金を無料、あるいは100円、200円にした場合の市の負担額増の御質問でございますが、コミュニティーバスの利用者数そのものは把握してございますが、年齢層ごとに、例えば75歳以上というような利用者数を把握いたしておりませんので、御質問の市負担の増額というようなものにつきましては、算定はできませんので御了解をお願いいたします。

三つ目の運行路線の見直しについての評価でございます。各路線の運行経路の見直しとしまして、釜ヶ台線は、にかほ眼科、小松歯科医院及び仁賀保庁舎やスマイルを通るルートに変更しております。大竹線は、従来は利用率が低い消防本部前を通っておりましたが、利用者の要望によりまして赤石地域で乗降できるようにルートを変更したところでございます。上郷線につきましては、巡回方式から長岡方面、小滝方面と独立した経路に変更し、また、旧国道や金病院を通るルートに変更しております。いずれの路線も市民の皆さんから要望を取り入れた運行経路の見直しでございまして、利便性の向上や乗客数の増につながっているものと考えております。

四つ目のバス待待合所設置の要望についてでございます。コミュニティーバスのバス待待合所の設置につきましては、院内小学校前及び仁賀保中学校前につきましては新たに設置したところでございます。また、8集落においては、羽後交通が設置しておりました待合所を無償で譲り受けて、コミュニティーバスのバス待合所に利用しているところでございます。これ以外の集落からの要望につきましては、2件ほどありましたが、にかほ市夢いきいき21マイタウン事業の活用により、集落で設置していただきたく説明しているところでございます。

次に、羽後交通が運行しているバス路線のバス停待合所につきましては、黒川自治会から待合所の設置を羽後交通に要望したところ、黒川での乗り降りする利用者が少ないということで、一日当たり1人か2人というようなことでございますが、設置する場合、国土交通省の用地しかないということで、許可が難しいことなどから設置ができない旨の話があったと聞いております。黒川集落以外のバス停待合所の設置要望は、現在のところ聞いてございません。

五つ目の高齢者からの要望についてでございますが、今後、地域あるいは利用者からのさまざまな御意見、御要望に対しまして、市民の代表であります地域公共交通検討委員の皆さんと、よく協議をしましてコミュニティーバスの運行が地域に親しまれまして、そして利用しやすい、生活の足として今後の厳しい状況でも、財政の厳しい状況下でも、維持継続できるように勘案しながら、可能な限り要望にはお答えしていきたいと考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 加藤照美議員。

●16番（加藤照美君） 分かりました。第1点目の介護支援ボランティアについてですけれども、高齢者の生活支援について、当市のほうではどのように考えているかということですが、当市において介護保険の要介護、あるいは要支援認定を受けていない高齢者がおります。そういった方の買い物支援や弁当宅配サービスなどの生活支援を必要としている方が何人ぐらいいるのか、これを把握しているのかどうか先に一点お聞きしたいと思います。

65歳以上の方で自分は健康であると思っている方が何人ぐらいいるのか、そういったその——この介護支援については、市長の答弁にもいろいろな問題が発生するので、その取り組みの考えはないようでしたけれども、じゃあその高齢者が抱える問題や介護サービスへのニーズを把握するためのアンケート、そういったものをお考えはないのか、この点について一点、最初にお聞きいたします。

それから、地区要望の件については、前向きに検討していきたいという答弁でしたので、この点についてはございません。

それから、ごみ発電についてであります。最近3.11の大震災により電力不足が懸念されております。そういったことで、当市においてはごみ処理施設の建設計画がありますので、そのごみ発電についての提案をしたいと思います。

このごみ発電については、ある市では焼却炉の熱を利用して発生させた蒸気等、それからそのクリーンな都市ガスを燃料としたガスタービン発電機のこの複合発電を採用して、その従来のごみ発電に比べて総合効率が10%以上高く、発電に伴う二酸化炭素の排出量の抑制につながって、そして地球温暖化防止にもつながるといって、そういったシステムを導入している施設がございます。それから、小規模でも高い発電効率が期待できる廃棄物ガス化発電の技術なども注目されるようになってきているようであります。これについては国立環境研究所において廃棄物のバイオマス技術の開発ということで研究が進められているようであります。そういった技術を採用してのごみ発電に取り組むお考えはないのか、再度お聞きいたします。

次に、コミュニティーバスの件についてであります。あるその、検討委員会のメンバーに入っていますPTA会長さんの話なんですけれども、検討委員会のメンバーの中には民間企業の方が3名

ほど入っております。その料金に関する話題にしたいんですけども、なかなかその民間企業の方がメンバーで、その話題にしづらい雰囲気であるというような話がありました。それでそのPTA会長さんが要求したいのは、夏休み中の小学生のボランティア、あるいは中学生の職場体験等については無料にしてほしいんですけども、これもその校区外に出た場合は有料であるというようなことですので、そこら辺のところ、本当は検討委員会で話題にしたいんですけども、なかなかそのような雰囲気ではないというようなことであります。

次に、バス停の件については、よく老人方がビフレに買い物に行くのをとつても楽しみにしております。おばあちゃん方がビフレのバス停に待合室があればいいなということがよく耳にします。特にこれから冬に向かって大変寒いわけで、そのバスが来るまでの時間、待っている間、大変寒いもんですから仁賀保駅まで歩いて、仁賀保駅の中でそのバス時間を待っているというような状態のようです。

それから、仁賀保駅前の秋田銀行前の羽後交通のバス停についても要望がありました。待合室があればいいなという要望がありました。その件については羽後交通に行って聞いてみたところ、市のほうで土地を何とかしてくれれば待合室については検討してもよいという返事をいただいておりますので、その点についてもお伺いいたします。

よろしくをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、子育て長寿支援課長。

●子育て長寿支援課長（齋藤美枝子君） そうすれば、介護支援ボランティアポイント事業の中の、今、ただいま質問ありました事業についてお話ししたいと思います。

最初の質問ですけども、生活支援が必要な高齢者はどれぐらいかと把握しているかというんですけども、通常、介護認定を受けている方は介護認定の中でいろいろ支援してもらえます。そのほか、介護認定を受けていない方は、こちらのほうで設定している事業を利用いただいておりますけども、介護認定の中で要支援という制度ができて、高齢者の相談の中身を見てみると、その要支援の中で利用している方もかなりいるように思います。というのは、実際、介護のいろいろな身体的な介護を受けなくても、そういう生活の援助という面がその支援の中にたくさんあるためです。それを見てみると、認定を受けている中、150人くらい支援の中で利用していますが、やはり買い物支援してもらいたいとか、掃除できないので掃除してもらいたいとか、そういう方がおります。それは主にヘルパーの事業になるわけですけども、その150人の中に大体半数ぐらいはヘルパーの派遣でそういうふうな内容で利用してしまして、生活の支援を受けている方がいらっしゃいます。

そのほか、認定を受けていない方では生活管理指導員の派遣とか、あるいはちょっと家庭で生活できなくなったときに生活管理指導の短期宿泊を受けるとか、そういう方が年間10名には満たないですけども、その程度の数がいらっしゃいます。そのようなことで、生活の支援を受けている方が七、八十人くらいはいるということになると思います。

それから、アンケートについてですが、今回、地域福祉計画を策定しました。その中で高齢者についてのアンケートもいただいております。そのアンケートの中から今回その計画をどのようにしていくかということで、それも踏まえて作成しているところです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、生活環境課長。

●生活環境課長（須藤正彦君） 御質問の2点目、ごみの発電についてお答え申し上げます。確かに発電については、非常にエネルギーの活用としては有効な方法とは承知しております。ただ、一般的なその理論として申し上げますと、大体効率的には100トン以上、そういうふうなものの施設について、ごみの発電については非常に有効性があるとそういうふうに言われております。ただ、本市の場合は、人口がこれから減少する、それからごみの減量化の促進ということで、おおよそ30トン未満ぐらいの処理規模になります。したがって、処理規模からいっても発電については非常に難しい問題になろうかと思えます。

また、バイオマス等、それについてもいろいろなその小規模施設についての該当の事例は確かにございますけれども、それにつきましても今後、その余熱の利用の方法、処理規模の確定も含めまして検討する事案でございますので、そこら辺を十分に検討させていただきます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、コミュニティーバスの関係でございます。料金の話題を出しづらいというような形で公共交通検討委員会の雰囲気というようなことをお話いただきましたが、現在18人の検討委員会のメンバーがございまして、社会福祉協議会、あるいは老人クラブ、地域婦人団体、それからPTA関係、それから自治会長の方々、あるいは羽後交通、それから象潟合同タクシー、富士タクシーといったそれぞれのメンバーがございしますが、民間企業と申されましたのは恐らくこの羽後交通さんとか、この業としている企業の方々がいるということでのお話かと思えます。料金の話題につきましても、私たちのほうに事前にお話いただければ、議題にかけることは十分可能でございますが、先ほど申しましたその夏休み期間中の無料化につきましても、校区外は現在、認めないというような形になってございます。これはほかの生徒との兼ね合いも当然出てくるものでございますので、なかなか難しい問題もあろうかと思えます。このことも含めまして検討委員会等に発言していただければ、それも話題、議題にはできるかと思えます。

それから、バス停に関しましてでございますが、現在、市で設置は特に考えてございません。市で設置しているのは釜ヶ台小・中学校の統合の関係で仁賀保中学校、それから院内小学校ということで市で建設させていただきました。あとそれから羽後交通で通している大砂川——上浜小学校の前ですけども、これも地区の要望、あるいはPTAの要望で市で建設した経緯はございますが、それ以外のところについては現在は考えてはおりません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 加藤議員、これからの質問で3回目になりますので。

●16番（加藤照美君） 高齢者の生活支援についてですけども、私が聞きたいのは、今現在、会社を退職されて時間的にも非常に余裕のある方がにかほ市内でも結構おります。そういった方が自分の趣味を生かしたり何だりこうやっているわけなんですけれども、やはり週に何回かはその地域のために何か役に立つことがないのかなというような方、言っている方も結構おります。そういったことで、その健康な方が当市には何名ぐらいおって、そしてそのそういった方がその高齢者の生活支援としてボランティア活動はできないのかなということを聞いているのであって、今現在のその介護支援状態を聞いているのではないんです。なので、そういったことを把握するためにはアンケー

ト、にかほ市に健康な方が何名おって、生活支援、そういった買い物支援や弁当宅配サービスなどいろんな支援を受けたいという方が何名ぐらいいるのかということの、そういったそのアンケートを取るお考えはないのかという、アンケートを取って、そしてそのにかほ市の状態を把握するということの要望なんですけれども、そこら辺がちょっと今までの答弁とちょっと食い違っている部分があったので再度お聞きします。

それから、コミュニティーバスの件ですけれども、検討委員会のメンバーは分かります。そのメンバーの構成替えと申しますか、そこら辺のところは考えていないのかお聞きしたいと思います。

バス停ですけれども、そういったその——バス停でも多く利用する方と余り利用しないバス停とあるわけなんですけれども、やはり多く利用するバス停については、もう少し思いやったその考えもあってもいいのではないかなと思うんですけれども、そこら辺のところ再度質問します。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 先ほど生活支援の内容を御説明しておりますけれども、当方で今、老人クラブの団体などに行ってお話していることは、自治会活動に積極的に参加してくださいということが一つ、そして生涯学習にも積極的に取り組んでくださいということをお願いしてございます。

また、ボランティアにつきましてははですね、社会福祉協議会のほうで取りまとめしてボランティア連絡協議会も組織してございます。そちらのほうをぜひ利用していただきたいと思っております。あえて介護保険事業制度の中で、こういったボランティアを活用するということは、市長の答弁のとおり、今の段階ではちょっと無理なのではないかと考えております。ボランティアといっても、必ずしも福祉活動に限ったものではございませんので、そういった点もいろいろな形で募集はできるのではないかと考えております。

また、生活支援等の人数ということでございますけれども、今そういう手持ちの資料ございませんので人数的なことはお話できません。

ただ、アンケートにつきましてははですね、これ、地域福祉計画の中の高齢者計画ということで、高齢者の生活全般にわたってアンケートを実施したものでございます。これに基づいて今後の高齢者計画を定めるためにアンケートを実施したので、特にボランティアのためのアンケートということを実施することはございません。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） バス停の待合室の関係でございます。基本的にコミュニティーバスはフリー乗降制度をとってございますので、先ほど申しましたそのバス待合室を設置するというのは、基本的には考えてございませんが、近くの入出りしやすい建物等も活用させていただいて、何とかこのフリー乗降制というものも活用していただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 検討委員会の——総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 公共交通検討委員会のメンバーにつきましては、自治会長さん、あるいはPTA会長さん等につきましては、その議題——例えば昨年であれば小・中学校の統合の関係

もありまして自治会長さん方を替えてございます。そのような形で、ある程度状況に応じて検討委員を委嘱していくということは可能ではございますが、現在のところは現状のままでということで考えてございます。

- 議長（佐藤文昭君） これで16番加藤照美議員の一般質問を終わります。
昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時44分 休 憩

午後1時00分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、6番伊藤知議員の一般質問を許します。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

- 6番（伊藤知君） それでは、一般質問通告書に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に防災無線の活用についてと防災組織の体制づくりについてお伺いいたします。

当にかほ市は、当年4月より防災無線の適正化による運用が開始されました。投下予算は7億円強と多額の金額をかけて整備したものです。しかし、整備後は市民から以前より聞こえない等の苦情があるやに聞いています。

さきの東日本大震災、列島に大きな被害をもたらした台風12号等、本年は自然災害が日本に苦悩と試練を与えた、まれな年であると思います。台風12号が上陸時には、避難所開設や避難指示等、防災無線で呼びかけたが、屋外拡声器から流れたはずの音声は、どしゃ降り状態のため雨が避難指示の声を阻んだ形となったようです。さまざまな災害、環境変化により、完璧なシステムがないことが残念ながら立証されたように感じました。

そこで今後の防災無線の有効活用に関してお伺いいたします。聞こえにくい箇所に関しては、都度あるいは緊急的に工事施工業者が2カ年に限り、音量の調整、拡声器の向き等を調整することと契約されていますが、現在までの苦情件数と調整作業の状況はどのようになっているか、最初にお伺いいたします。

- 議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前1時02分 休 憩

午後1時03分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。
- 6番（伊藤知君） 次に、防災無線を、ほぼ全市民受信できる体制、システム等を今後検討する

考えがあるのか。

また、各自主防災組織からの災害状況の確認方法はどのように考えているのか。

防災組織の体制づくりに関して、検討委員会の設立状況、先般、同会派の宮崎信一議員から、仁賀保地区の鈴自治会の防災に関する資料が当局に渡っております。そのときに、今後、検討委員会を設立するという答弁をいただいておりますので、その状況をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊藤知議員の御質問にお答えをいたします。

防災無線の活用について、防災組織の体制づくりについてでございます。

御承知のように防災行政無線は、地震、津波、水害など災害情報を市民の皆さんへ一斉に伝達する情報手段としては大変重要な役割を果たしております。設置場所については、すべての市民の皆さんが較差なく情報を得ることができるように配慮して、実際に音を出して音波調査などを行った上で屋外スピーカーを設置しているところでございます。

また、屋外スピーカーから遠く離れた住宅には個別受信機を設置し、難聴世帯については文字表示付きの個別受信機を設置して対応しているところでございます。

市民の皆さんには、放送などがあつた際には窓を開ける、あるいは外に出るなどして積極的に聞いていただきたいとお願いしておりますけれども、家屋の機密性の向上や風雨などの気象条件で、必ずしも確実に情報伝達することができない場合もございます。その対策として携帯電話を利用した防災安心メールにより災害情報をメール発信しておりますが、文字での情報伝達は有効であることから、これからも登録の促進を図っていきたく思っております。登録されておる方は、今日の交通安全の放送についても着信になっているはずであります。

また、一部の地域からは聞こえづらいなどの声がありますが、先ほど申し上げましたように、さまざまな原因が考えられます。今後は聞こえづらいなどの声があつた地域には、アンケート調査を実施して、屋外スピーカーの増設も視野に入れながら情報伝達の強化を図ってまいりたいと思っております。

一方では、市民の皆さんにも市の災害に関する情報提供ばかりではなくて、テレビやラジオ、あるいはワンセグ、こうした形を積極的に活用しながら情報を得ることも非常に大切だと思っております。

また、避難においては、声の掛け合いや助け合いも非常に大切でありますので、今後とも自治会、自主防災組織、消防団とのさらなる連携を図りながら防災体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

他の質問については、担当の部長等から答弁させます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、防災無線の活用について、また、防災組織の体制づくりということで順を追ってお答えいたします。

始めに、聞こえにくい箇所の苦情件数と調整作業の状況についてでございます。

聞こえにくいとの情報があつた場所につきましては、スピーカーの向きや上下の角度を調整して、これまで対応してまいりました。7月の本格運用前まで、聞こえないなどの13件の苦情があり、いずれも調整作業は終えております。また、前よりも聞こえにくいとの苦情と正反対に、うるさいという苦情もございますし、よく聞こえるようになったとの声もございます。これは以前、スピーカーを設置していた場所から新たに場所を変えたことも影響しているものと思われまふ。東日本大震災後に聞こえにくいなどの苦情が多く寄せられ、これに関しましては調整済みではございますが、いまだに数件の苦情が寄せられておりまして、現地調査を行った上で随時調整してまいります。調整が必要な場合には、瑕疵担保期間の2年を経過した後でも維持管理業務の中で対応してまいります。

次に、二つ目の防災無線を全市民受信できる体制、システムについてでございます。

屋外スピーカーから放送される防災無線でございますので、雨風などの気象条件や家屋の機密性の向上のために、必ずしも現実に屋内で確認することは難しい場合もございます。スピーカーから何か鳴っていると気付いた場合は、窓を開けたり外に出るなど積極的に聞いていただくようにこれまでもお願いしてきているところではございますが、それでも聞き取れなかった場合であっても、テレホンサービスで放送の内容を確認することもできます。これらにつきましては、4月の広報でもお伝えしているところでございます。

また、あわせまして防災安心メールでもスピーカーから流れる内容と同じものを受信して確認することができます。今後も多くの方々にメール登録の促進を図ってまいります。

このように防災無線、テレホンサービス、メール配信など現在でも多様な受信方法が可能でございますので、例えば新たに各世帯に設置する情報端末などにつきましては、現在のところは検討してございません。

次に、三つ目の自主防災組織からの災害情報の確認方法についてでございます。

情報収集手段としましては、職員が避難場所などの現地に出向いて携帯無線で情報収集を行う方法でございます。9月の防災訓練の際には、訓練に参加した67の自主防災組織に職員が警報発令後、各避難所に出向き、情報収集して、携帯無線により災害対策本部へ報告する訓練を行ったところでございます。

しかしながら、災害が広範囲になりますと職員で回りきれない事態、あるいは道路が寸断されて集落にたどり着けない、孤立集落が出る可能性もございます。そこで、東日本大震災時にNTT東日本が首都圏で帰宅困難者用として災害時特設公衆電話の設置を行いました。この特設公衆電話を秋田県内の指定避難所に設置する計画がございまして、本市におきましても平成24年度から計画的に設置を要望してまいります。これは各集落会館も避難所に指定されていれば対象となりますので、平成24年度には市内の指定避難所、NTTでは毎年2割ぐらいずつ、20%ぐらいずつで整備したいということのようでございますので、にかほ市では25カ所を初年度に要望してございます。そのための事前調査も行ったところでございます。特設公衆電話は、避難所に臨時に設置されるものでございまして、あらかじめ配線などの工事を行って、災害時には会長さん方とか自主防災の代表の方が保管している電話機を線に差し込むだけで利用可能となるものでございます。

また、この電話は停電時にも使用できるアナログのた災害時有線電話でございますので、情報収

集にも活用できるものと思われま

す。工事費は、市とNTT東日本で負担し、集落の負担なしで災害時の通信料も無料になります。平成24年度の当初予算に市負担の工事費などを計上する予定で進めておりますので、よろしくお願

いいたします。次に、4点目の防災組織の体制づくり検討委員会の設立状況についてでございます。

11月28日・29日の二日間にわたりまして沿岸自治会自主防災組織の58組織82名の役員の皆さんから集まっていただき、津波避難地図見直しにかかわるワークショップを開催しました。ワークショップでは、現在の避難場所、避難路について整備を要する場所等を、各地域の皆さんから意見・要望を出していただき、検討を行っております。現在、秋田県地震被害想定調査の見直し作業中もござ

いますので、津波の想定高も決定していない中でのワークショップとなりましたが、いつ襲ってくるか分からない地震、津波に対して、今できることをまず行って、減災につなげるためのワークショップで検討委員会として位置づけられるものと思います。9月の28日に

出されました国の中央防災会議、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の報告の中で、津波避難に要する時間を5分以内とする内容が盛り込まれるなど、避難体制の抜本的な見直しが求められております。

先ほど伊藤議員からありました鈴地区からは、先進的な防災体制整備の計画が提出されたところでござ

います。先ほど伊藤議員からありました鈴地区からは、先進的な防災体制整備の計画が提出されたところでござ

います。先ほど伊藤議員からありました鈴地区からは、先進的な防災体制整備の計画が提出されたところでござ

います。先ほど伊藤議員からありました鈴地区からは、先進的な防災体制整備の計画が提出されたところでござ

県内の火山噴火に警戒をと、これもやはり地震とのかかわりになっているわけですが、869年に当地象瀉で鳥海山の噴火があり、たくさんの方々が亡くなっております。それから1801年にも大噴火し、その3年後には象瀉地震が起きております。地震と噴火というのは非常に密接な状態であるということを考えた場合、この地域には地震もあれば、やはり霊峰鳥海山であれ、休火山でありますから、いつ噴火するか分からない。この3年のうちに噴火するかもしれないと言われておる状態の中で、果たしてその防災無線、聞こえないときには、気づいたら窓を開けて聞き耳を立ててくださいよと言っている、やはり高機密の家が多くなっている中で、果たして本当に聞こえることができるのかということが非常に危惧されるところであります。あるいは、この防災無線、それからテレホンサービス、それからメールを活用していただきたいといっても、やはりいざとなったときにどのような形でその防災無線を活用するのかというのが、いま一つ理解できないところでございます。あるいは今、NTTのほうでいろんな事業やっていますけれども、先般、NTTドコモのほうに登録がなくとも緊急的な災害があった場合、特定エリアにいる——これは携帯のやり取りというか登録しなくても携帯電話にメールを送信できるサービスが本年7月から無料化をして各自治体との契約をしているようでございます。当市のそのような考え方はあるかどうか答弁をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 始めに、個別受信機ということで、いずれ災害時には確実な情報の伝達、これが必要なわけでございます。それで、和歌山県の例を出していただきました。私たちのほうでもいろいろ調べさせていただきまして、先般、横手市では何かFM局ということでコミュニティーFMが開局しているということもございまして、そこの契約で、ラジオのスイッチを切っていても非常用には電源が入って流れるというような、そういう事例もございました。ただ、当方に限っては、地域コミュニティーFMもございませんので、そこはできないわけですが、そのほか臨時FMラジオという形で災害時のみに臨時措置として運用が可能なコミュニティーFMということで、これは市販のラジオで防災無線等ラジオを聞くことができるというようなことでございます。屋内でも受信しやすいというメリットがございまして、これはあくまで災害時に東北総合通信局に許可をもらって送信するというものでございます。平常時にラジオから防災無線は聞けないというような、そういう課題もございまして、これにつきましては、概算費用としても2,000万円ほどでできるというようなことも聞いておりますので、今後情報収集して検証していきたいということで考えてございます。

あとそれから、NTTドコモのエリアメールの導入というようなことで、にかほ市内でも市役所から災害情報を一斉に配信するサービスでございまして、おっしゃるとおり、これは登録も不要なために導入している自治体も増えてございます。今後の課題としては、J-ALERTとの連動ができないというようなこともございまして、職員が入力して配信するというようなことでございます。それで津波などの情報の迅速性には、若干欠けるのではないかとというようなこともございますが、今後、au、あるいはソフトバンク等も同様のサービスを始めるという話もございまして、この辺のところも動向を見ながら前向きに検討していきたいということで考えてございます。

いずれにいたしましても、おっしゃるとおり地震、津波、それから火山噴火というようなことで、当地域にとっては自然災害がいつでも起こり得るわけでございまして、なるべく確実な情報伝達ということを今後も早急に検討してまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） あとは自主防災組織の件に関してでございます。まだまだその行政主導での自主防災に関して、災害に関しての意識を動めなくちゃいけないというのは、非常にこれからもっともっと大切になってくると思うんですけれども、実際今、防災危機管理センターの職員3名が防災、あるいは災害に関して動いているわけですけれども、県は平成22年度に防災の危機管理ということで、元自衛官を臨時職員として防災危機管理監として置いております。特別なその人の仕事というのは、地域の防災意識を高めましよう、専門的にやるというシステムのようなのですが、先般の秋田県議会の一般質問の中で、やはり県だけでなく各自治体もそういう専門職を置くべきだというお話がありました。私もそれに同感しているわけですけれども、当市では、あるいはその職員だけで対応可能なのか、あるいはそういう危機管理監みたいのを採用して自主防災の組織力アップを図る必要性が私はあると思うんですけれども、当局の考え方をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 自衛隊のOBというようなことで、私も前、総務課にいたときに自衛隊のほうから御提案がありました。それで各自治体にそのような形で働きかけているということも伺いました。

いずれにしましても、体制が整ってからというようなことで、資料はいただいておりますが、いずれ専門的な職業を経験してきた方々でもございますので、非常に有効な手段だと考えておりますが、今、どのようにするかということは現在検討していないわけですが、他の事例等もまたこれからいろいろ調査してみたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 私のほうから提案をしているわけで、これから考えるとかじゃなくて、非常に答弁を聞いていると、災害はこの地域はまず可能性はあるという認識はあるわけですよね。地震があつたら津波がくる、鳥海山の噴火もあるかもしれない。そうしたときに、じゃあ行政は何ができるのかと。当然、自分らの地域を守る自主防災組織がしっかりしていないと、その地域は守れないわけですから、その分何とかこう専門職になる人を入れて、早目にその体制をつくるというような答弁をいただきました。何かそういう感じが受け取れないんですけれども、やはりそこら辺を考えて、やはり自主防災をもっとしっかりしなくちゃいけない、将来的にはそうすることによって行政も楽になるという考え方からすれば、地域に根差したその行政主導の防災組織のあり方というのを検討するべきだと思いますが、どうですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今、提案がありましたけれども、秋田県内では県だけが先行したわけです。ほかの市町村では、まだそういうあれがないので、いろいろ情報交換してみないとはっきり言って分かりません。だって自衛官だからといって、必ずしもすべてが把握できるような状態でないと思

いますので、そういうことも含めてですね、体制の強化につながることであれば私たちも積極的に取り組んでまいりたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 次の質問に入りたいと思います。工業団地造成についてでございます。

先般、市長は工業団地の造成には誘致企業があれば、積極的に取り組む意思があるというような発言があったと認識しております。当市の基幹産業である電子部品企業のリストラ発表もあり、当市を取り巻く環境は著しく、厳しくなる可能性があります。現在の企業誘致活動の状況をお伺いいたします。工業団地による土地に関して、ある程度の予定地はあるのか。土地開発基金条例を二、三年前に廃止しているわけですが、再度制定する考えがあるのかお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それでは、工業団地の造成という御質問でございます。これまでも他の議員から質問されて、それぞれの状況に応じて今積極的に企業誘致なり、あるいは工業団地の造成もしていきたいというふうな答弁をさせていただきました。

現在の企業誘致の活動でございますが、これについても、これまで申し上げてきたように秋田県が主催する企業誘致推進協議会、これが毎年開催されております。場所としては、東京、名古屋、大阪などで開催されておりますが、これにはできるだけ私が出席して、そしていろんな企業の皆さんと情報交換しながら取り組んでおりますけれども、その際には、にかほ市にかかわる方が企業にいる場合は、そういう方々にも御案内を申し上げて来ていただいて情報収集しているところでございます。

市としてですが、今年は本県出身の社長さんを務めている方に、2社ほど訪問させていただきました。それで、今後の設備投資、あるいは事業展開の計画についてお話を聞きながら、何とかできればにかほ市への進出もお願いしたいというふうな要望もしてきているところでございます。また、その際には、必ずその企業と取引のある企業がございますので、そうした取引の企業が新たな事業展開等の計画があったら、そうした情報もいただきたい。そうすれば向こうのほうと企業のほうと連絡を取りながら、訪問していろいろPRをしていきたいというふうな形でお話をしているところでございます。残念ながら企業誘致までには結びついておりませんが、例えばTDK等に資材を卸しているような会社であれば、TDKさんの事業展開によってはこちらのほうに進出してもいいというふうな、これは正式な話ではないけれどもね、そういうお話もいただいておりますけれども、そうしたことは具体的にはなっておりません。

また、担当レベルではございますけれども、震災以降の取り組みとして被災企業の動向、これについても情報を集めております。この情報の集め方については、国の企業立地の相談窓口などと連携をしているところでございます。さらに、これらに対応する受け皿として、市内の空き工場の確保についてもいろいろと検討をさせていただいております。

しかしながら、一般論ではございますが、この超円高の状況にあって企業の海外シフトは避けられないような流れになっておりますので、企業誘致、なかなか一層厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。

しかしながら、先ほどちょっと触れましたが、TDKを中心にして、工業の町として発展した経緯もございますので、この工業の町としてどう発展していくべきか、そのあるべき姿を模索しながら企業誘致の推進に図っていきますが、先ほど申し上げましたようにTDKさんを地域力で支えるようなそうした中小企業が来てくれればなど、誘致できればなどという思いもございます。ただ、先ほど申し上げましたように、大変厳しい状況ではありますが、これからも企業誘致活動に取り組んでまいりたいと思いますので、伊藤議員も何かの縁で御情報等がございましたら御一報をお願いしたいと思います。

それから、工業団地の予定地でございますけれども、社会経済情勢を斟酌しながら土地の取得、造成を進めることにしておりますが、内々には庁内で作業を進め、適地となる候補地は選定しております。この選定はしておりますが、これを、工業団地を整備するためには、もう完全に企業が来るか来ないか関係なくして整備をしていくという方法も一つあるかと思えます。それから、ある程度、誘致企業立地のお話があった段階で、すぐにこう取りかかれるような段取りをしておくという方法と二種類あると思えますけれども、このような経済情勢の中で多額の費用を費やして、企業が来ればいいんですけども企業がなかなか企業誘致の見通しが立たない中で何十億円の金を投資してもいいか、そういうことも懸念されているところでございますので、今後の経済情勢どうなるのか、このあたりを見きわめながら整備する時期を判断してまいりたいと思っております。それについては、当然ながら議会のほうに相談をして取り組むこととなります。

そこで、土地開発基金条例の制定について考えはないかということですが、私は団地造成をする場合は単独じゃなくて、例えば国とか県の支援がないものかと、特に県との協調の中でやっていけないものかということとは常日ごろ県の幹部職員あたりにもお話をしているわけですが、やはりできるだけ市の財政負担がないような形の中での取り組みが一番重要ではないかなと思っております。そのようなことで、現段階ではそうした国・県の支援策、あるいは財政調整基金を活用しながら造成という形で考えておりますので、現段階では土地開発基金条例を設けるという考えは今のところは持っておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 公表できるかできないかちょっと定かではないわけですが、選定はしてあると、整地は誘致が決まったらという話ですけども、単純にどのくらいの敷地面積を予定しているのか。それは来る企業によって大きさ変わりますよと言われればそれまでなんですけれども、どのくらいの敷地面積を予定しているのかということと、それから、まず土地開発基金条例を制定しないということになった場合に、企業が、誘致来ましたよといったときに、例えば1年前、2年前に基金を積み立てるという考えでいいのか、それとも市長が言っている基金の積立目標額20億円の一部を活用して、この土地の整地をするような形になるのか、どちらなのかお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 団地の規模についてはケースバイケースということで、20から30ヘクタールぐらい、こうした規模と、それよりも小さく5ヘクタールぐらいの規模と、そういうものはやはり考えていかなければならないと思っております。そういうところで選定をさせていただきました。

公表ですが、今しばらくは公表はできません ―― ということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、その造成をする場合の財源でございますけれども、私は基本的には先ほど申し上げましたように、国・県の支援策を探しながら、最終段階は財政調整基金という形で考えております。ただ、地域振興資金というのは、平成 17 年合併して平成 18 年から 6 年間、今年で 18 億円積み立てが完了しますけれども、これは基金条例の中で果実の運用ということになりますから、今の基金条例からするとその基金 18 億円を崩すという考えはありません。それから、この基金の活用方法についても、返済した、償還した部分の金額しか使えません。仮に基金条例を見直ししてね、改正したにしても、償還した額しか使えませんので、全部償還しなければ 18 億円というのは使えないわけです。ですから、やはり財政調整基金を活用しながらということになるろうかと思っておりますので、これからも財政調整基金が市としてどのくらいあればいいのかとは別にして、私はできる限りいろんな事態に対応するためにも基金はできれば増額してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6 番（伊藤知君） 企業誘致に関しては、市長が毎年こう頑張っておるというのは、私も市長とお話をするたびに分かるわけですがけれども、今後とも取り組みについては唇を壊さない程度に頑張っていたきたいなと思っております。

次に、県市町村未来づくり協働プログラムについてお伺いたします。県と 25 市町村は、来年度から 5 年間、地域活性化につながる事業を協働で展開する、県市町村未来づくり協働プログラムを実施することを決定されたようです。

市町村の地域活性化の取り組みを支援するため、2012 年度からスタートする県市町村未来づくり協働プログラムに 2016 年度までの 5 年間で約 50 億円を充てる方針を決め、市町村が希望する事業に対し、事業内容などに応じて交付金を支給することです。県と市町村が財源を出し合い、事業規模を大きくすることで、単独で実施した場合より大きな効果を得られるねらいがあるようです。

県は、佐竹知事を本部長とする秋田未来づくり本部で市町村が提案する事業を選択する、交付金の支給額は一自治体当たり約 2 億円をベースとし、事業の内容のほか自治体の財政規模などを考慮して決めるとのことです。

対象となる事業の条件は、持続可能な地域づくりに寄与する取り組み、県の施策と合致すること、県と市町村による協働の取り組みの 3 点であるようです。

そこで、当市からの提案内容は検討されているのか、検討しているようであればその内容、予算規模をお伺いたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それでは、協働プログラムについての御質問にお答えをいたします。

この制度の創設趣旨としてでございますが、緊急に進む、急速に進む人口の減少、あるいは少子・高齢化、厳しい経済雇用情勢など取り巻く環境が大変厳しくなっているということで、こうした状況を打破して県全体を活性化するためには、市町村を積極的に支援する必要があるとしたものでございます。そして、一昨年の 10 月に佐竹知事の提案で、県・市町村協働政策会議が設置されて

開催されましたが、その際に市町村に対する財政支援の強化が分権時代における県・市町村協働の地域づくりの大きな柱であると確認されまして、市町村側からも新たな交付金に対する期待を県に申し上げてきたところでございます。

こうしたことから、思い切った財政支援措置を含めて、今まで以上に県と市町村の協働関係を強化して、その総合力で地域を活性化しようというものでございます。

そこで、御質問の当市から提案を検討しているかということですが、御承知のように先ほどお話のように、今、開催されております県議会において、2012年度から5年間で50億円、この方針が示されたところでございますが、その前まではおおまかに市町村が希望する事業に対してソフト・ハードにかかわらず支援をするというふうな内容でございました。ところが、今、県議会が開催されまして、使途を、どういう形でこれを使うのかということを確認しなさいというふうな声がありまして、県はこれまでの方針を転換して、事業対象を特色のある観光地づくりと安全・安心な地域づくりなどの特定分野に絞り込むと。そのほかにも多少対象になる事業があるようでございますが、これは今のところ市町村にも示されておられません。今、開催されております県議会の総務委員会にその案を示すということになっておりますので、その状況も確認しなければならないと思っております。例えば、12月の県議会でのプログラムでいいやという形になれば、来年の1月には市町村から応募することになります。そして、その応募の内容をチェックして、そして2月の県議会において予算を措置するというふうなスケジュールになっておりますが、これが変わるかどうかは今の県議会の最終的な状況を見なければ分かりませんが、今の段階ではそのような形になっております。

市としては、防災関係、観光関係などの数件の案をまとめて、それを提案に向けて今、庁内で検討を進めているところでございます。ただ、この提案するものについては、地域振興局、これが助言の窓口となっておりますので、そちらといろいろ情報を交換しながら、場合によっては本庁のほうからも担当部局との調整をしながら、これが採択なるのかどうかということは今、検討をしている最中でございますので、どういうことを提案しているのかということは、これ言ってしまうと、先走ってもこれ大変後で誤解を招く場合がございますので、ある程度県との話し合いができて、これは大丈夫ですよとなった段階で議会のほうにもお示しをしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 検討はされているということで、非常によかったなと思っているんですけども公表はできないということですけども、やはりその県のほうでもいろんな大きな三つの項目で、いろいろ柔軟にしようという話があったわけですけども、今回の定例会の中で観光に特化したものというようなことの話もありましたので、使途をはっきりしないとやはり県としても出すのはおかしいじゃないかという意見が出るのは当たり前だと私は思っております。

ただ、その中でやはりにかほ市としてはどのような事業をやって、その採択をもらって補助金で運営していることを、やはり早目に早目に協議し準備しておかないと、他市よりおくれることなく行動を起こしていただきたいと私は思っているのです、つけ加えておきます。

ただ、県議会途中の前にもう私一般質問出してあったので、その上私が思ったのは、この協働プログラムを活用して、先ほど工業用地に関しての話もさせていただきましたが、その予算で工業用地の整備は可能なのかということと、それから協働プログラムを活用して、市長がよく観光の拠点、市の、象潟の道の駅の販売所の整備が可能なのかということをお提案させていただいたかったわけですが、そのような状況ですので、もし何かあれば片隅に入れておいていただきたいと思います。

そして、この観光に特化したということで、市長が今回、今定例会の市政方針説明のときに、にかほ市観光物産センターの整備基本構想検討委員会の報告をしておりますが、その中でやはりこれに今回のプログラムを活用できる話し合いというのは、はっきりは言われなかったら、まだ決定していないからそういう話はしないとわれればそこまでなんです、その検討委員会で話し合いはされたものなのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げましたように観光部門、あるいは安全・安心という部門の中で今提案しているわけですが、数とすれば数えれば10件以上はあるんですけども、ただ、50億円の中で25市町村の中の単純に割って2億円、果たしてにかほ市にどのくらい割り当てになるのか、これ全く分からないわけですよ。ただ、早いもの順だという形で何億だろうがつけてくれれば大きいものも提案できるんですけども、その分こちらの負担も増えてきますからね、そのあたりを十分検討しながら、確実に事業化なるようなものという形をしていきたいと思っております。

先ほど、一つの案ではそういう観光物産店の話もこの中にありますし、あるいは安全・安心の部分からすると、避難場所とか避難経路の整備とか、場合によっては避難タワーとか、そういうこともやはりこの中で取り組むことができれば取り組んでいきたいものだなというふうにして思っております。

いずれにしても、どのくらいの額が配分されるのか、このあたりをもう少し見きわめながら提案してまいりたいと思っております。

それから観光物産センターの整備基本構想検討委員会、こちらのほうには、このことについては何も相談はしておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） じゃあ今度、今後このプログラムに関して整備基本構想検討委員会に諮って、にかほ市の観光発展のために活用するという内容も、その市長が言った10項目ぐらいの中には入っておられるものですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほども申し上げましたように、どのくらいの事業配分があるか分かりません。観光も、あるいは安全・安心の部門も含めて、例えば観光であれば、ほかの補助金の、要するに国庫補助金が、交付金があるようであればそちらのほうを活用しますし、じゃあ観光と今の段階でこの交付金が——いや、協働政策が安全・安心のほうがいいのか、あるいは観光の部門がいいのか、額にもよりますが、そのあたりを十分検討して判断していきたいと思っております。

す。

ただ、県のほうの協働のほうでも、ただ物産館をつくりますよと、これが本当に対象になるかという、ちょっと難しい点もあるのではないかなと思います。これはあくまでも県と市町村の協働ですから、そういうその物産的なものということになると、よほどうまくならないとなかなかハードルが高いのではないかなという気持ちもありますし、いずれにしてもこの資金を有効に活用するための提案を引き続き検討して、県のほうに提案してまいりたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） これで6番伊藤知議員の一般質問を終わります。

所用のため、2時まで休憩といたします。

午後1時52分 休 憩

午後2時01分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番飯尾明芳議員の一般質問を許します。8番飯尾明芳議員。

【8番（飯尾明芳君）登壇】

●8番（飯尾明芳君） 8番の飯尾でございます。一括質問でお願いいたします。

大きく三つに質問いたします。

一つ目、不況対策について。3月11日の東日本大震災と原発事故で、家族や財産、そして職を失った人たちがたくさんいます。当にかほ市においては、大きな被害はなかったが、依然として景気の回復見通しが立っていない状況です。この不況に対し、市当局の対応について伺います。

一つ目、マスコミの報道によると、TDKは1万1,000人の人員削減と県内の拠点の再編成を行うと発表しました。この地区への影響の把握をしていますか伺います。

二つ目、円高や世界的な不況により、TDKをはじめ地元企業の業績が悪いが、税金等の影響をどのようにして推計していますか伺います。

大きい二つ目ですが、TPP参加表明についてであります。政府はTPPの協議に参加することを表明しましたが、にかほ市の農業、企業に与える影響は、どのように考えていますか。

大きい三つ目でございます。災害対策についてでございます。

一つ目、東日本大震災の被災地への協力、支援は、その後どのようになっていますか。

二つ目、がれきの受け入れ要望があれば、にかほ市では受け入れをしますか。

三つ目、原発事故により今冬の電力事業に問題が発生すると予想されますが、前もって節減計画を立て、市民に協力を求めたらよいと思いますが、いかがですか。

四つ目、原発事故以来、自然エネルギー導入の話が全国的にクローズアップしているが、にかほ市としての自然エネルギー利活用をどのように考えていますか。

五つ目、大雨や台風等で洪水の危機が何回かありました。その後の治水対策はどのようになっていますか、伺います。

以上、簡潔に答弁をお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、飯尾議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、TDK株式会社における改革についてでございます。市政報告と重複しますが、TDKは本年9月末において連結対象となる従業員数が全世界で8万8,000人を超える企業となっております。そのうち現在TDK、TDK子会社及び関連会社に働く当市の市民は約2,000人、同社と取引がある下請けなどを含めると約3,500人が従事しております。現在、秋田地区での再編による統廃合の全体計画は具体的に示されておられませんけれども、工場の統廃合で工場が閉鎖されるようなことがあれば、商業など地域経済に大きな影響を与えることとなります。これに関しては11月17日、同社の米山取締役が県庁にて佐竹知事と会談し、県内にある生産拠点を再編することを県に伝え、さらに削減対象は大半が海外の従業員であるが、秋田でも多少の影響が出る可能性はあるとの認識を示したことは新聞報道で周知のとおりでございます。実際には今現在、秋田県でもTDK羽後の湯沢工場、山形県ではTDK庄内の遊佐工場の閉鎖が報道されているところであります。今後、工場の統廃合、遊休資産の売却など会社の生産性向上に向けた取り組みが実施されと考えておりますが、にかほ市はTDKの発祥の地であると。長年にわたり市民とともに歩み、そしてともに生きてきた歴史があるということで、去る11月29日に上釜社長さんと会談して、にかほ市にとってのTDKの重要性、市民の思いなどを伝えてきたところであります。

次に、税収等の影響をどのように推計しているかであります。これも市政報告と重複いたしますが、10月に行った7月から9月における景況調査によると、製造業では前年との業況比較で「好転」・「やや好転」が33%、「変わらず」が28%、「悪化」・「やや悪化」が39%という結果の状況となっております。前年同期と比較すると「好転」・「やや好転」では前年の54%からマイナス21ポイントと大きく落ち込み、「変わらず」が15ポイント、「悪化」・「やや悪化」が6ポイント増加している状況となっておりますので、税収の減は避けられないものと考えております。

そこで、税収等への影響についてでございますが、始めに東日本大震災のにかほ市への影響ですが、当市において被災した方はございません。

なお、1月2日以降、震災の日までに当市から被災地域に転出した方は10名ほどございますが、確認したところ、被害がなかったために雑損控除等の適用を受ける方はおりませんでした。

また、法人市民税にあつては、当市と関連のある被災地域の法人6社がありますが、そのうち1社が被災し、事業所が崩壊したことにより納期限の延長の措置を行いまして、本年度において納付をしていただいているところであります。

次に、円高や世界的な不況による税収等の影響でございますが、TDK関連については連結決算の累積赤字により、平成22年度及び平成23年度も法人税割額についてはゼロ円と見ております。平成24年度について本社の担当の確認したところ、かなり業績は回復しておりますが、まだプラスには転じていないということで、平成24年度も法人税割額についてはゼロ円と見込んでおります。

また、TDK以外の事業所については、平成23年度は7%前後、額にして約1,000万円ほど落ち

るものと見込んでおりますし、平成24年度においてもさらに5%ほど落ち込むものと思っております。

なお、給与所得に係る個人の住民税は、給与所得及び給与所得者数は、平成24年度においてもほぼ同じと見込んでおります。

次に、TPP参加表明についてでございますが、始めに農業に与える影響についてでございます。

政府は環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に参加表明をしておりますが、TPPは関税撤廃の例外措置を認めない自由貿易協定でございます。参加した場合、食糧安全保障のため高い関税を維持してきた米などの国産農産物は、価格の安い農産物に置き替わり、農業生産の大幅な減少は避けられないのではないかなと思っております。

日本がTPPに参加した場合、農産物への影響については、昨年、農林水産省が試算した同じ方法により、にかほ市農業への影響を試算してみますと、米の算出額は2008年ベースでございますが19億7,000万円ございました。これが先ほど申し上げましたように、農林水産省の試算からすると1億9,700円まで落ち込むと見込まれております。また、農業全体の算出額についても、2008年ベースでは27億4,600万円ほどでございますが、これも約66%減少して9億4,300万円まで激減するものと試算をしているところでございます。したがって、米づくりが主体のにかほ市においては、大きな影響は避けられないものと考えます。

しかしながら、TPP協議の具体的な内容は、何ら示されておられませんので、今後の政府の交渉の行方を注視していくことが必要であると考えております。

次に、TPPへの参加が工業に及ぼす影響についてでございます。加盟国のGDP（国内総生産）を比べますと、アメリカと日本の2カ国で全体の91%を占めております。関税の撤廃等により、購買力のある国の貿易消費が撤廃されることは、完成品を輸入するメーカー、例えば自動車、電化製品などにはメリットがあると思います。これについては当市の主要企業でありますTDKにおいても、そうした製品が多く輸出されるようなことになれば、部品も当然ながら需要も拡大していくことになります。

しかしながら、参加国であるアジア諸国などにより、その完成品の中に組み込まれる部品、これが安い価格で大量に入ってくれば、メーカーを支えてきた国内の中小企業、この仕事のパイが全体的には縮減していくのではないかなというふうな懸念もございます。このため中小企業においても存続をかけた海外への進出などのほか、本格的な国際競争力の確立など、グローバル化への対応が求められてくるものと考えております。したがって、にかほ市としては、でき得る限り政府に中小企業対策、振興策を要望しながらも、市として市内中小企業が価格、技術力など競争力を高めるための支援を引き続き推進しながら、にかほ市の産業の空洞化がされないように努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、流れとしては経済界全体がTPP参加についての、政府に対して相当の圧力をかけていくのではないかなというふうにして思っておりますので、このことについても今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、災害対策についてでございますが、その中のがれきの受け入れについてでございます。同

じ東北の自治体として、復旧・復興を進める上で大きな妨げとなるがれきを、市民の皆さんから理解を得ながら受け入れたいという思いはあります。受け入れたいという思いがあります。

しかしながら、当市の施設は御承知のように、今、平成28年4月の供用開始に向けて新しい処理施設を整備しようということで計画を進めておりますが、著しく施設は老朽化しております。老朽化していることと、それから、現地から運ばれてきたものがそのまま炉に入るような状態ではありませんので、にかほ市には木材を破砕する機械設備もありません。それから洗浄設備がない、要するに泥や塩を落とす洗浄設備もないということもございます。そしてまた、焼却した後の灰を最終処分する処分場、この容量も小さいということで、簡単には受け入れできないのではないかなというふうにして思っております。

しかしながら、炉の状況、これは専門のほうから見ていただかなければ分かりませんが、炉の状況、あるいは先ほど申し上げましたさまざまな懸案課題、これが県を越えた、あるいは県全体でその課題を解決できると——例えば洗浄された、細かくされたものを持ってくると、泥を落として洗浄されたものを、そして細かくしたものを持ってくると、そうしたことが、課題がクリアするとすれば、議会と相談しながらその方向性などを決定していきたいと思っております。

いずれにしましても、焼却する場合には市民の皆さんから理解をいただかなければ、これできないわけでありますので、前段としてはこうした課題がクリアできるかどうかということでございます。仮に県から要請されても、この課題が解決できないようであれば、私どもでは受け入れはできないものと考えております。

他の質問については、副市長並びに担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、副市長。

●副市長（須田正彦君） 飯尾議員の自然エネルギーの利活用をどのように考えているかという御質問にお答えをしてみたいと思います。

平成23年2月に策定した、にかほ市地域新エネルギービジョンに示されているとおり、六つの項目を重点プロジェクトとして掲げております。一つ目は、風力発電導入プロジェクト、二つ目は太陽光の発電導入プロジェクト、そして三つ目には天然ガス利用推進プロジェクト、四つ目は廃食油の利活用の推進プロジェクト、そして五つ目には市民、事業所、行政による協働型の普及啓発活動、六つ目が省エネルギー行動の一層の推進、以上の6点となっております。

風力発電につきましては、現在仁賀保高原に15基の風力発電設備があり、毎年約3,500万キロワットから4,000万キロワットアワーの発電量があります。また、来年3月中旬ころには、飛地区と芹田地区に、それぞれ出力2,000キロワットの風力発電設備が完成する予定となっております。風力発電は、沿岸部や標高の高いところなど風の通り道で平均風速が秒速6メートル以上が望ましいとされていることから、本市においても仁賀保高原などが適地とされている状況であります。

なお、風力発電については、建設事業費が大きいことや維持管理などのノウハウに専門性を要することなどから、事業主体は民間業者の参入を期待しているところであります。来年2月の東北電力の入札に参加を現在仁賀保高原等で3社が応募をしたいということを伺っております。したがって、行政としては、事業実施に向けたさまざまな形で協力支援を行ってまいりたいと考えております。

す。

次に、太陽光発電につきましては、皆さんも御承知のとおりに象潟庁舎に14.6キロワットの発電設備を今年3月に設置し、月平均約1,700キロワットアワーの直流電力を発言しております。これを交流電力に変換し、月平均1,400キロワットアワーの電力を消費しております。また、市民への助成制度として、太陽光発電設備を設置した場合、助成をしておりますけれども、平成22年度は約31基、そして平成23年度、先月末まで18基、計49基の太陽光発電に対する助成を行ってきたところでございます。今後とも公共施設や市民への設置を勧め、助成制度とさらなる周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

天然ガス利用につきましては、本年度、はまなす荘においてガスコージェネレーションシステムを活用させていただき、電気を25キロワット発電させる事業を展開し、効率性のある新しいエネルギー供給システムを実施する予定でございます。

なお、このはまなす荘につきましては、約1ヵ月間、1万2,000キロワットアワーの発電ができるというふうに伺って、現在、工事を進める段取りをしているところでございます。

また、その他主なものにつきましては、廃食用油を回収し、軽油の代替燃料としてBDFを製造しております。平成22年度には1,762リットルの廃食用油を回収し、そのうち930リットルを公用車3台に使用して現在に至っているところであります。安定的な回収ができるよう、今後も市民だけでなく事業所や飲食店、スーパーなどが幅広く啓発活動に取り組んでいけるようにまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、私のほうから災害対策の一つ目、東日本大震災被災地への協力、支援、その後についてでございます。これまでも被災地への協力、支援につきましては、御報告をさせていただいておりますが、9月以降の被災地への協力、支援につきましては、職員の派遣協力として福島県議会選挙などの応援として職員1名を11月15日から21日までの7日間、二本松市に派遣しております。また、松島町からは来年度、公共土木施設災害復旧に対する職員の中・長期派遣の協力要請があり、協議を進めているところでございます。そのほかに由利地域震災対応地域活動支援会議による復興支援プロジェクトとして、県立大学生等による被災地での交流塾、あるいは炊き出し支援を行うに当たって送迎用バスの提供なども行ってまいりました。今後も被災地からの要請があれば、可能な限り支援してまいりたいと思います。

次に、三つ目の原発事故により今冬の電力事情に問題が発生すると予想されますが、前もって節電計画を立てて市民に協力を求めたらよいと思うがということにつきましてお答えいたします。

今年の夏は原発停止による電力不足の影響から、政府は東京電力、東北電力管内の大口需要家に対しまして、15%の電力使用制限令を定めました。それを受けまして、にかほ市役所においても節電目標を前年度の20%削減を定めまして、19施設において29%の削減を達成いたしました。また、市民に対しましても広報等による節電を呼びかけ、御理解と御協力を得てまいりました。幸いに東北電力管内におきましては、計画停電の実施はございませんでしたが、しかしながら、電力供給量については引き続き余裕のない状況が続いているところでございます。

東北電力といたしましては、冬期間の電力供給確保対策として、水力発電設備の早期復旧、自家発電機からの余剰電力購入など、供給力のさらなる積み上げに最大限取り組んできているところのようでございます。現在のところ、今冬の需給見通しは、供給力が不足することが想定されるとしており、各家庭などの需要家に対しまして待機電力の削減、照明の間引きなどの、上手に電気をお使いいただく取り組みによる無理のない範囲での節電に協力いただきたいとの考えでございます。ただ、それでも供給力が不足する場合は、東京電力及び北海道電力と電力融通にかかわる具体的な協議を進めることで、今冬の電力需給を乗りきりたいとしておりますので、現在テレビなどのメディアを使って節電の協力を呼びかけているところでもございます。このことから、引き続き市の施設につきましても、全体的に節電に取り組んでいるところでもございます。

なお、にかほ市全体についての独自の節電計画というようなものにつきましては、なかなか定めることは不可能と考えますので、東北電力の情報をもとに、引き続き市民への理解と協力を求めていきたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私から5番の洪水危機の治水対策についてお答えいたします。

河川のはんらん等の対策といたしましては、通常、河川内の州ざらいや伐木により断面を確保するほか、堰堤の整備による土砂や転石の流出を防止する方法がとられるのが一般的でございます。

当市の県管理の二級河川につきましては、清水川において砂防堰堤の建設事業が始まっているほか、白雪川や天拝川、赤石川、奈曾川の州ざらいと伐木を県で行っている状況であります。また、釜ヶ台地区の天拝川につきましては、平成24年度の部分改修——これは護岸のかさ上げですが、この工事に向けて今年度測量設計を行っております。

市管理の河川につきましては、鳥森川の低減を図るため、上流部で分水するなどの工事が完了しております。また、前谷地地区の道路冠水、あるいは床下浸水対策としてその効果が出ております。また、仁賀保地域にある冷渡川や大瀧川、千刈田川、小川、小川、象瀧地域にある重利田川についても、部分的ではありますが州ざらいや伐木を行って断面の確保を図っております。

今後についても、引き続き被害を未然に防ぐために河川の管理に努めてまいります。

また、県管理河川につきましても状況把握に努めまして、対策等を県のほうに要望してまいりたいと思っております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 8番飯尾明芳議員。

●8番（飯尾明芳君） 一つだけお願いして終わります。企業誘致にはですね、産業、雇用、大変大きな影響を与えると考えます。ぜひ企業誘致をお願いして終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで8番飯尾明芳議員の一般質問を終わります。

次に、5番竹内賢議員の一般質問を許します。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 私のほうからは1点だけの質問であります。小さいという宝を大きな宝に変えていくということが今私が質問する内容にはあると考えて質問いたしますので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

音響のよさが絶賛されている象潟公会堂の改良と活用についてであります。

御存じのように象潟出身で北海道で活躍をした奥山角三氏、昭和9年に渡道50年を記念して郷土への深い思いから寄贈された象潟公会堂であります。そこで、一度でも演奏した音楽家からは、その音響のすばらしさについて絶賛されております。20年以上の長きにわたって象潟公会堂を会場に奥の細道きさかたには、「クラシック音楽をあなたと」と活動を粘り強く続けている会があります。この奥の細道コンサートを続けているわけです。今年の秋には、高い評価を得ている東京芸術大学の准教授のピアノコンサートや全国に固い人気を誇っているメゾソプラノの声楽も、リュウート奏者とコンビで「クラシックをあなたと」のコンサートを開催し、県内外からファンが集まったということです。また、市出身の佐藤蘭子氏、現在は山田さんというふうにして変わっているようですが、フルートと琴とパンの「アットホームコンサート」がありました。前、ふるさと宣伝大使のバリトン歌手のコンサートもありました。いずれもプロデュースした人やかかわった人から、すべての演奏者や音楽家から、公会堂の音響のすばらしさを絶賛されているとお話を聞きました。ある音楽家からは、上野にある明治23年創建された日本最古の木造洋式音楽ホールの旧東京音楽学校奏楽堂——これは国の重要文化財であります、そのホールよりもすぐれているという話も私自身お聞きしました。また、あるコンサートに携わった方からは、康楽館と象潟公会堂は、秋田県内にぜひ残してほしい建物だという話もお伺いしました。また、ある方からは、これは音楽家から聞いたお話のようですが、浜ノ町に下っていく道路を閉鎖してもらえれば、録音もできる施設だという折り紙をいただいたという話もありました。このようにすばらしい音響効果のある公会堂であります。このことをひとつ私たちは確認をしたいと思っております。

このような宝がにかほ市にはあるのです。にかほ市にあるこの宝を、「知る人ぞ知っている宝」から「全市民誇りの宝」に引き上げませんか。そのためには、公会堂をワンランク上の利便性のある施設にするための提案をしたいと考えます。この提案は、数多く利用している方々の声でもあるということを中心に刻んでいただきたいと思います。改善することによって、にかほ市には最良の音響効果の小ホール象潟公会堂があると自信を持って全国に発信できると考えます。秋田県は平成26年度に国民文化祭の開催県を引き受けております。演奏家や聴衆に利用しやすくなった小ホール象潟公会堂も、堂々と活躍できる場所になり得るのではないのでしょうか。真剣に検討していただきたいと思います。公会堂の保存管理と活用について、特に市長のお考えを伺います。

改善を求める事項については、以下、10点ばかりについて挙げておりますが、この点については端的にお答えをいただければありがたいと思っております。

建物的には現在、トイレが女子2、男子1、多目的トイレ1、そのほかに公会堂前に公衆トイレがありますが、聴衆150人から200人として女子トイレを重点的に増設が必要だと考えます。現在、催しを行った場合に、主催者の方からは、男性の方は外の公衆トイレを利用してくださいと、そういうお願いがされて利用されているというふうになっております。

それから、特別に広くなくとも男女別の楽屋を——楽屋っていうか控え室ですか——を求めているお話もあります。

それから、公会堂を浜ノ町の場合は、避難所をお願いしたいと。現在も避難場所になっているわ

けですが、トイレの必要性は、さらに高まると思いますのでお願いします。

それから、駐車場であります。公会堂の後ろの日和山と私たち呼んでいますが、ここは、昔、戦争中は監視所があって、何人かのとうか兵隊さんが —— 兵隊さんとうか —— が常駐をして、そして上陸や空をにらんでいたということが子供心に私も知っております。ここを避難場所にと浜ノ町のほうでは求めているようです。計画されている旧ガス事業所を解体した跡地の活用と関連して、通常の場合は駐車場としての活用ができるのではないかとということで整備を求めたいと思います。

それから、日และ山を削ったりした場合は、控え室、いわゆる楽屋等も増設できるのではないかと思いますので、この点について伺います。

それから、御存じのようにステージがそんなに広くありません。したがって、例えば小さいコーラスやそういう人方を呼ぶ場合、あるいはあそこには三百何十万円のピアノが置いてあります。これは利用している人方が寄附を募ってやったという話も聞いていますが、このステージをもう少し広げていただきたいというお話もあります。

それから、照明施設がありませんので、ステージに照明装置の整備を求めておりました。

前後しますが、耐震診断を実施されたと思います。この内容について伺いますが、特に2階には、現在利用する場合、30人以下に限って利用してくださいという厳命をされております。これは何かというと、何ていうか —— 強度っていうか、それを心配しているためのようです。ただ、開催している人方からいうと、2階こそ一番音響のよい場所だと聞きました。したがって、2階を利用できるような強化をぜひお願いしたいと思いますので、この点についても伺います。

それから、現在、2階の一室が物置のようになっております。ここに寄贈された奥山角三氏の肖像画が机などと置かれてありますから、寄贈者の思いをしっかりと受けとめるためには、寄贈者に敬意を表し、この肖像画を、あるいは説明文も加えて、しっかりと掲げていただきたいと思います。

それから、施設内の大多数の電気ですね。このスイッチ、非常に分かりにくい状態になっております。したがって、きちんと電源盤ですか、これを備えたものにしていただきたいと思います。

これは小さいことですが、スリッパが200足ぐらいあるわけですけれども、北海道のスリッパですから、何のためにあるのか分かりませんが、そういうスリッパもあるわけですから、これはお客さんをお呼びした場合に、秋田県内外からおいでになっていますから、交換をぜひお願いしたいと思います。

そこで、改善された公会堂を活用するということからいうと、にかほ市が誇る鳥海山、獅子ヶ鼻湿原、仁賀保高原や日本海の夕日などを組み合わせて、学校の合唱団の合宿を呼ぶことも夢ではないと考えます。今、グリーン・ツーリズムということで農家民宿とかそういうふうにしてやっていますが、文化の面でそういう伝授する面でそういうことも考えてもいいのではないかと発想でありますので、模索し発信する価値があると考えますので、いかがですか。

それから、コンサートを実施する場合、いすを並べたり終わった後の掃除などがあります。現在催されている人方は、そんなに多い実行委員等でやっているような状態ではないようです。したがってですね、例えば象潟公会堂利用を支える緩やかなボランティア組織とうか、私は象潟公会堂活

用プロジェクトを組んで、そういうボランティア組織をつくったらどうかと、行政が主導するの
かといえば、呼びかけをして、そして私たちが応じると、市民が応じるというような形もできるの
ではないかというふうにして思います。

ここに書いてませんが、にかほ市のホームページを見ますと、財政課のほうから、「ホールの
音響のすばらしさはプロの音楽家も絶賛。生演奏による小規模なコンサートができます。」というこ
とで、そんなに大きくない、このぐらいのホームページのあれになっていますので、もっと大きく
ですね、私は小さいですけども、大きく出せるんじゃないかと思えます。

それから、ヤフーのウェブを検索しますと、「大人ちっくな夜の過ごし方もいいのではないですか。
建築の見事さと音楽のすばらしさと、贅沢な時間を十分に楽しむことができます。」と、こういうふ
うにして書いてます。ある人からはこういう話もお聞きいたしました。秋田市には昔、記念講堂と
いうのがあったそうです。このミニチュア版が象潟公会堂のようなものだ。秋田市にはなくなり
ましたけれども、この公会堂だけは絶対なくさないようにして、にかほ市としては大切にしてくだ
さいという話も聞かされたので、ぜひ今の質問に対する前向きな答弁と、象潟、にかほ市の宝
を、そして全国に発信すると、そういう取り組みをお願いしたいと思って質問にかえたいと思いま
す。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の御質問にお答えをいたします。

竹内議員からは、いろんな項目について御提案をいただきましたが、議員の思い、あるいは利用
されている市民の思いなどは、私も十分承知をしているつもりであります。

しかしながら、公会堂の耐震診断をやりました。その結果、1階部分が0.22、2階部分が0.27と
著しく耐震機能が不足していて倒壊する可能性が高い建物というふうになっております。

この建物は、先ほどお話ありましたように築後80年近く経過しているわけでありましたが、当然な
がら老朽化も進んでおります。これまで旧町時代には、そのときどきの状況に応じて多額の費用を
かけて改修工事を実施してきたことは、竹内議員も御承知のとおりだと思います。しかし、結果と
して構造的に吹き抜けで天井が高いこと、また、構造的な壁が少ないことなどに起因して、著しく
耐震機能が不足している状況の中で、耐震診断後、行政財産としてこのまま市民の皆さんに提供し
て貸しているものかというふうな大変な心配を今私たち持っているところでございます。当然なが
らコンサートなどで使用中に強い地震が発生して、部分的にも損壊して人身的な事故が発生すれば、
その責任は当然市が負うことになりまして、また、社会的にも強く非難されることであろうかと思
います。したがって、この使用制限をどうするか、今、大きな課題、市としても当局としても課題
となっております。

それでは、それを解消するためにはどうするかというふうな形になります。不特定多数の皆さん
が利用する施設として耐震補強をする場合は、構造上、倒壊しない評価点としては、先ほど申し上
げました0.22から0.27を1.5以上、あるいは建物の状況から1.5以上にすることが難しいといっ
た場合には、評価点は1以上で限りなく1.5に近づける必要がございます。それでは、どのように

して評価点に近づけた耐震補強ができるかとなりますが、これは法的にはできませんけれども、例えば今、窓がいっぱいありますけれども、窓を全部閉鎖して壁面も全部構造用の合板にしたとしても1には届きません。全部合板にしても、構造用合板にしても、1には届きません。したがって、先ほど申しました評価点にするためには、可能な限り窓を取りながら、壁面を構造用の合板にして、なおかつ鉄骨による柱か梁を渡して補強するか、あるいは全部を解体して、柱も、あるいは梁も集成材みたいな形で作り直すか、そういうことをしなければ今の耐震補強は満足できないような状況になっております。仮に先ほど、今申し上げましたことのような形で仮に改修した場合は、果たして今のすぐれた音響が確保できるのか、あるいは現在の建物の景観を維持できるのかというふうな不安もございます。ということで、今どういう工法でこれを耐震補強として数値を満足できる方法があるのか、今、検討をさせているところでございます。仮に検討された結果が出て、相当多額の費用がかかると思います。例えば解体して全部をその——使うものを使って、その景観を維持していくという形になれば、試算はしておりませんが、相当、億を超えるような、1億円を超えるような規模にもならざるを得ないのではないかなというふうに思っておりますので、その工法、あるいは費用等、概算の費用等が出てきた段階で、議会にお示しをして、あるいはその結果を踏まえて市民の皆さんに説明しながら、その方向性を決定していかなければならないのではないかなというふうに思っておりますので、竹内議員からの提言のいろいろなその建物の改修に、あるいは増築にかかわるものについては、その後で、その後の展開——対応となりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ただ、先ほど使用制限をどうするかということをお話しましたがけれども、音響が素晴らしいということで使っている市民の皆さんを考えた場合に、例えば天井、壁面の部分に、ちょっと見栄えは悪いんですけども、ネットを張るような方法をとれるのかどうか、そういう形の対応でもしない限りでは、現状では、はいそうですかという形にはならないような感じがいたします。

いずれにしても、利用されている皆さんとよくお話をして、これからの利用のあり方も検討してまいりたいと思っております。

改修以外の提案等については、教育長または担当の部課長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 私のほうからは、竹内議員の9番目、10番目についてお答えいたします。これについては、あくまでも耐震改修等が順調に進捗して、そして新たな公会堂になったという、そういう前提でお話いたします。

学校の合唱団の合宿を呼ぶこと、こういうようなことについてどうかということでもあります。社会教育事業においても「クラシック音楽をあなたと」、これは毎年、公会堂を会場に開催されております。平成21年度に行われた海外でのコンクールに出場している宮城三女高OG合唱団ですね、これによる合唱コンサートも開いております。本公会堂は、毎回演奏者、あるいは聴き手から大変好評を得ております。自然環境などの整ったにかほ市で感性を磨くために市内外の児童や生徒、または学生や大人たちが行う音楽活動に、この施設を使っていただくことは大変な結構なことであると、そういうふうに思っております。

今後、市内の学校や芸術文化協会の各種団体に活用を働きかけていきたいと、そういうふうに思います。

次に、ボランティアの呼びかけについてであります。現段階で実施している社会教育事業や公民館活動において実行委員会を組織しての事業では、二、三のボランティアの方が自主的にお手伝いとして参加いただいたことがあります。協働のまちづくりを目指す我が市にとって、目的に応じて象潟公会堂を含めた社会教育施設全体の事業を対象とした、例えばボランティア人材バンク——仮称ですが——こういうものを組織して、そして主催者側にとっても有効である、そういうものについてはやっていきたいと考えます。このことで市民同士のつながりも強くなろうと考えますので、検討していきたいと考えております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは私のほうから1番のトイレの関係からお答えいたしたいと思えます。

私の答弁につきましても、安全対策がこうなされて、使用を継続するといった場合を前提にお答えすることになろうかと思えます。

トイレにつきましては、100人以上の多くの方が利用した場合には、大変混み合い、御不便をおかけしているのは事実でございます。多くの方々から利用していただくということは大変喜ばしいことではございますが、このように多くの方々が利用する機会というのは、ちょっと調べましたところ年に10回ほどということ認識しております。それ以上の多くの方が利用するような場合は、公会堂であるがゆえの音響効果、あるいは他に類を見ない施設であることは十分理解しているわけではございますが、音楽ホール機能として設備しております仁賀保勤労青少年ホーム等もひとつ御利用をいただければと考えているところでございます。

また、楽屋につきましては、現在のステージの両袖の部屋を拡張するということになりまして、現在の建物のデザインそのものに手を加えるような形になります。現状のままでできれば工夫して御利用いただきたいと考えているところでございます。

それから、二つ目の避難場所の場合のトイレの必要性ということで、多くの避難者の対応としてトイレが必要じゃないかということでございますが、避難場所にした場合、基本的にはトイレの増設ということでなくて、災害時には多くの避難者の対応としては仮設トイレということで対応を考えてございます。

それから、駐車場と関連しまして、日和山を避難場所ということで浜ノ町の町内会からも先般のワークショップでも求められておりますので、日和山を避難場所として活用したいとは考えてございますが、日和山そのものにつきましては標高が13メートルと比較的高いところがございます。津波避難場所としては今後、避難通路、手すり、あと草刈り等の整備も必要になります。いずれにいたしましても避難場所として適してもおりますので、土地所有者の方々の協力が得られれば、ぜひ整備したいと考えているところでございます。

あわせて、旧ガス事業所跡地につきましては、これから建物、あるいは設備の解体撤去が始まるわけではございますが、二、三年後の話にはなりますが、駐車場としての利用は可能と考えてお

ります。

それから、三つ目のステージを前に広げるようにということでございますが、現在のステージの状況としては、グラウンドピアノが常設されている関係上、ステージ前面に60センチメートルせり出した仮設のステージを設置しているものでございますが、10名以上での演奏などは非常に手狭で困難な状況にあります。また、ステージを前に広げるため、仮設ステージのせり出し幅をあまり出しすぎますと、聴衆者などのホールの面積が狭くなるというようなこともございまして、現在の倍ぐらいの120センチメートルぐらいの幅で仮設ステージの設置は検討したいと考えております。

四つ目のステージの照明装置の整備についてでございます。照明装置につきましては、現在はステージの天井に蛍光灯が設置されておりますが、天井が高く、ステージ上に十分に照明が当たらない状況でございますので、ダウンライト装置を整備してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、六つ目の2階の一室が物置のようになっていて、寄贈者の奥山角三氏の肖像画が机に置かれたままだということでございます。このことにつきましては、関係する方々に深くお詫び申し上げたいと思います。奥山角三氏の肖像画につきましては、平成14年度、それから平成16年度の公会堂の大規模改修後、掲げられておりませんでした。竹内議員の御指摘のとおり、御寄贈された御意思を尊重して敬意を示すためにも、適切な場所を選定して設置したいと考えております。

七つ目の施設内の大多数のスイッチが事務室にあるということで、非常に分かりにくい状態だということでございます。事務室に集中しておりますスイッチにつきましては、御指摘のとおり公会堂内のどこの場所の照明であるか非常に分かりにくい状態でございます。スイッチに場所を明示するなど、早急に改善を図ってまいりたいと思います。

八つ目のスリッパが古くなっているというようなことでございますが、利用されている皆様に不快な印象を与えたということで、大変申し訳なく思っておりますが、古いスリッパにつきましては早急に調査して交換したいと思いますので、今後、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 市長のほうから、何とか現状に応じてかなり——公会堂を何とかしたいという思いが込められたお話で、この耐震の0.22、あるいは0.2、あるいは0.27ですか、これを1.1以上1.5までにできるだけ近づけるようなことを今、検討していくというお話でした。ぜひその点については受けとめたいと思いますが、確かにお金かかると思うんです。今まで、昭和62年から平成16年まで、およそ6,430万円の経費がかけられて改修というか、土台をつくったり、あるいは屋根を直したり、そういうふうにしてやられております。できるだけその際に、恐らく当局としては注意したのは音響を損なわないようにしてということだったと思うんです。これは私も同じ思いでありますので、これからの検討に当たっては、まず一つはなくしないこと、この公会堂をぜひ残して、将来にもにかほ市の宝として残していくこと、ここをきちんと押さえた検討をお願いしたいと思います。

そこでです。使用制限等について、天井にネットを何とかできないかと、こういうお話でしたが、たまたまですね本荘市の一級建築士の方と知り合いになって公会堂を見てもらい——見てとい

うかコンサートに来ていただいたときに見ていただいて —— この方は何か本荘高校の建設の際も監督というかそういう立場の方なようですが、この方の言うことは、象潟公会堂のよさというのは天井にあるんですよと。高い天井で、そして角天井になっていると、これがやはりいいんですという話ありましたので、このネットを張っていいのかどうかというのが私もちょっとうーんという思いありますので、この点ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

そこで具体的にいきますと、トイレですね。確かに避難場所になった場合は仮設トイレでという話ありましたが、改善をしていく、立て替えになるのか、どういう形になるのか、いずれ改善していくという意向はきちんと今、市長は言った、言って —— どういう二つのほう、どっちのほうにするかということは分かりませんが、検討をするということでしたので、トイレもその際にもしできれば、トイレも検討の中に入れていただきたいと思います。というのは、ありきたりのものじゃなくて、今あるものはやはり誇れるものだということで、ですからそれを改装したり、あるいは直したりした場合に、この変な形にならないようにするため、あるいはもっと利用していただくためには、トイレはぜひ必要な施設内容だと思いますし、それから楽屋については、この公民館の、象潟公会堂というのは、これは市のほうからいただいた秋田県木材産業協同組合連合会の秋田の木造建築物、時代を超える年輪というふうにしてなっているところに、これはこういうふうになっているでしょう。したがって、裏のほうに楽屋を増設したり、あるいはトイレを増設してもですね、そんなに見えません。したがって、私はその点については対応ができるというふうにして、何回もあそこへ行って見ましたので、この点について御検討をお願いしたいと思います。

それから、ステージの照明、あるいは広げることについては、受けとめていただきました。それから、旧ガス事業所の跡地の駐車場についても受けとめていただきました。この点については分かりました。

それから、2階の件、それからスイッチの件、スリッパの件も、スリッパもまだ使えるものもあることは分かりますので、どっから来たか分からないようなそういうものについては、きちんと替えて、スリッパ入れもちゃんとそろえて、そして催し物のときに使えるようにしておくべきだというふうにして思います。

それから、教育長のお話の中で、私はやはりまちづくりというか活気ある町の活性化のためには、そういう —— 例えば秋田北高校の合唱は8人だか10人で、生徒が自分たちでつくって、そして去年は全国ですばらしい合唱を披露して、全国的に有名になりました。ああいう人方に、象潟に、ぜひ公会堂を使って、一泊か二泊来てくださいと。そして鳥海山を案内します、獅子ヶ鼻湿原に案内します、仁賀保高原を案内しますと、そういうような、そういうタイアップした形もできるんじゃないかと。そういうことで市内の、確かに基本は市内の皆さんからの利用ですけれども、そこからもっと一歩上へいこうというお話でしたので、その件について教育長からもっと、一歩上にいった答弁を再度お願いしたいと思います。以上、まずお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたしますけれども、音響を損なわない耐震補強をやる場合は、当然そういうことも考えていかなければなりませんけれども、平成14年ころ、私、旧象

潟町時代に確か総務課長やったのかな、そのときも音響に最大限配慮しながら、あの基礎交換のときにも床全部やったけども、あの床の下には木炭全部敷いてます。ですからそういうこともやって音響の配慮をしたわけですが、にかほ市としての宝として私も残したいという気持ちもあります。残したいという気持ちはあります。ですけども、これ今、手をかけるとすればそれなりの年数を維持できるような建物に替えていかなければなりませんので、相当の額もかかりますから、これは十分に議員の皆さんと相談して、議会と相談しなければ、私がやりますというわけにはなかなかいかない部分がございます。ですから、そういうところも含めて、今検討させておりますので、これからそうしたものが出た段階で再度議会と相談をしてみたいと思っております。その中で方向性がきっちりと明確になって、議会のほうでもじゃあやりましょうと、そういう形の段階では、その今、御提案のありました施設の充実等についても、当然やるんですからそういうことには当然配慮していかなければならないと思います。

それから、ネットを張ってもどんなものかというお話ですが、はっきり言ってこのままの状態では貸せません。こういう状況の中で、責任のない人は、それはいろんなこと言えるでしょう。ですけども、何か事故が一たんあれば、私たちの責任になります。ですから、何かの手当てをしておいて、それでもじゃあ使用してみるかと、もう結果はどういう音響になるか私分かりませんが、何かの手当てをしなければ、はいそうですかという形では貸せないのではないかなと、0.22 から0.27 という、もう大きな地震があれば壊れても仕方のないというような建物を貸していいかということもありますので、そのあたりもやはりある程度行政として貸し出す場合は、それなりの対応を講じて貸してまいりたいと思っておりますので、見栄えは少し悪くなるかもしれませんが、このあたりは御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 先ほどのお話、今、市長もお話しましたが、基本的には耐震等がきちんできてからの話なんですよ。呼んだはいいけども事故が起きて、相手に、その来た人たちがけがをってしまったとかそういうことが起きるといことは、これはもう極力避けなければならないことですので、しっかりと耐震等ができてから考えることだと。

そのときの一つ目は、まず市内を中心に、市内をベースにして子供たち、あるいは芸文協等に働きかけていく。そしてその将来的には、ほかの例えば先ほど話あった秋田北高校でもいいと思います。山形の学校でもいいと思います。そういうふうな学校を呼んで、地域とのその関連をつけながら進めていく。これはその総合的なものですから、教育委員会だけでできる問題でなくて、いわゆるその関連する他課と連携しながら進めていかなきゃならないと、そんなふうに考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 今、市長の答弁のというか、市長が心配されることは、今まではそんなにおもて向きに出なかった問題ですね。耐震診断の結果、そしてこんなに低い値だったというか、そういうことは私たちも率直に言って最近知ったわけですよ。ですから、私もこの質問に当たっているし、これは何というか難しい、これからはもし例えば100人、200人のいろ

いろな催しがあった場合に難しいだろうということ、難しいというか今の現状ではなかなか行政としては難しい、何かあった場合のことを考えればと。よく分かります。したがって、例えば天井に張る場合も、見栄えのいいものをやはりきちんと処して、そして主催者にもちゃんと話をして、例えば逃げる場合のこともちゃんと考えるとか、いろいろ対策をしてですね、貸していくことになるんだと思うんですよ。これはそのまま、じゃあ今の状態こうだから、あと貸しませんということになるのかどうか。例えば横町町内は町内会館のようにして自治会とか、あるいは町内のいろんな集会などもやっているわけですね。したがって、そういうこともありますので、そういうことをぜひひとつこの後、きちんと利用される方と協議をするとか、していただくことが、もちろん私が老婆心に言わなくとも分かっていることなんですけども。この後、コンサートとかそれは今後計画されているのあるわけですね。そういう場合は、例えば天井にはこういう網を張りますと。来年度予算になると思うんですけども、当面の間、検討して、方向がきちんと決まって、そしてどういう形、立て替えになるの、あるいはそれこそ修繕で補強していくのか、そういうことも建築家の皆さんと、あるいは建築家の皆さんでも音響に非常に何ていうか知識の強い、ある建築家の皆さんと相談することになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、まず象潟公会堂は残していくことをぜひ強い気持ちで持っていたきたいと思ひますし、この点ひとつです。

それから教育長の言うことは確かに――。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩いたします。

午後3時16分 休 憩

午後3時17分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

質問は簡潔にひとつお願いします。

●5番（竹内賢君） 議長、一問一答ですから、1問しか私出してないから、例えば1問の中に二つ三つ話してもいいわけですね。これやはり議員の皆さんも、やはりまだ理解、私――。

●議長（佐藤文昭君） 簡潔に質問お願いします。

●5番（竹内賢君） そこで、私の前提としては、残していくという、そのための方策を今懸命に検討に入っているというお話です。これが実現した場合には、私にはかほ市の有形文化財にいくらかでも指定できるものだと思います。というのは、この間、鮎川小学校が文化財になりました。あれはまだ昭和29年につくられている建物です。私のほうは昭和9年です。改修とかそういうのありますけれども、指定はできる、文化財の保護条例の第4条では、市の区域内に存する有形文化財のうち、市にとって重要なものをにかほ市指定有形文化財に指定することができるというふうにしてありますので、これは質問外と言われるとそれまでですけども、そこまで見通しをした公会堂を残すことを検討していただきたいと思ひます。以上でありますから、何かこれに答弁がありましたらお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） これまで申し上げたとおりでございますので、私もその工法等が出てきて、
どういう形ができるのか、そのあたりを見てみないと、今の段階でははっきり申し上げられません。
ただ、思いとしてはそういう思いがあります、ということだけお伝えします。

【5番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで5番竹内賢議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまです。

午後3時19分 散 会
